

訴訟記録に基づいた「岩窟の聖母」事件の再検証

— その前史から1506年の裁定まで —

齋藤 泰弘

はじめに

周知のように、レオナルド・ダ・ヴィンチは、一般に「岩窟の聖母」と呼び慣わされているほぼ同寸の、構図もきわめて類似した2点の祭壇画を制作している。現在ルーヴル美術館に所蔵されている作品と、ロンドンのナショナル・ギャラリーの作品である（図1, 2）。この両者の芸術的質や様式的特徴については、ほぼすべての美術史研究者が基本的に同一の判断を下している。すなわち、ルーヴル版の方は、最初から最後までレオナルドの手で描かれた真作で、様式的には彼のフィレンツェ時代の作品群と共通するクワトロチェントの特徴を示している。それに対してロンドン版の方は、レオナルドと彼の協力者によって制作された、いまだ未完成な箇所を残す作品であり（ただし、レオナルドの手がどの程度入っているかについては、研究者の間で評価が分かれる）、様式的には盛期ルネサンスのモニュメンタルな特徴を示すと見なされている。以上のことから、これまでほぼすべての美術史研究者は、ルーヴル版が最初に制作されたオリジナルであって、ロンドン版はその後の時期に属する同主題の別作ないしレプリカであると結論している¹⁾。

ところが、歴史研究者の立場から、この祭壇画をめぐる制作者と注文者の訴訟の顛末を追って行くと、奇妙な結末に辿り着くことになる。歴史資料によれば、レオナルドは1483年にミラノのサン・フランチェスコ教会の聖母マリアの宿り礼拝堂の祭壇画制作を請け負った。その後—時期は不明だが—作品の引渡し時に、その評価額をめぐる対立が生じ、訴訟に持ち込まれるが、これも



図1



図2

両者の間に和解が成って、1508年には最後の支払いがなされて一件落着となる。ところが、この両者の争いの的となった祭壇画というのは、大方の予想を裏切って、実はロンドン版の方だったのである。そして、そのオリジナルと目されるルーブル版については、当時の史料には一切登場せず、それがいつ誰のために制作されたのかは全く闇の中である（その存在が初めて知られたのは1625年のことで、その時この作品は、フランス王家の所蔵品としてフォンテブロー宮に飾られていた）。したがって、現存する史料から判断するかぎり、レオナルドが1483年に着手した祭壇画というのも、ロンドン版であると考えざるをえないのである。こうして、美術史家の様式判断と歴史家の史料的証拠とが、真っ向から対立することになる。「岩窟の聖母」をめぐるその後の激しい論争の歴史を一言で要約すれば、それは様式的な《真実》と歴史的な《事実》の矛盾をいかにして整合的に説明するかという試みの歴史に他ならない。

この「ルネサンス美術史における最も錯綜した難問」²⁾を解くために提出された仮説は厩大な数に昇るが、それらすべてには一つの共通した前提がある。

それは、ルーヴル版が先に制作されたオリジナルで、ロンドン版はその後に作られたレプリカだという様式判断を大前提としていることである。この前提はどれほど大胆な仮説においても例外なく承認されており、それに異を唱える研究者はいない。したがって、彼らの唯一の問題は歴史資料の方をいかに解釈し直して、この様式判断と合致させるかということになる。

これまでに提出された多様な仮説は、いくつかのグループに整理統合することができる。まずそれらは次の設問をめぐって二つのグループに分けられる。それは、長い訴訟の末に最終的にサン・フランチェスコ教会に渡された祭壇画はロンドン版であったとしても、1483年に着手された作品はそのどちらだったのかという問いである。その作品はルーヴル版であると推定するグループは、実は最も賛同者が多いのであるが、この場合には、25年に渡る訴訟期間ないしその後の時期に、何らかの形でロンドン版とのすり替えがなされたというもう一つの推定を不可欠とする。そして、そのすり替えの時期をめぐって、このグループはさらにロドヴィーコ時代、ルイ12世時代、そしてフランソワ一世時代の3つの派に分かれる。

第一は、ロドヴィーコ・イル・モーロすり替え説である。1493年のドイツ皇帝マクシミリアン一世とスフォルツァ家のビアンカ・マリアの結婚式の折に、いまだレオナルドの手許にあったルーヴル版は、ミラノの支配者ロドヴィーコ・イル・モーロの命令によってウィーンに送られ、その代替物としてロンドン版が秘密裡に制作されて、それが後に教会に納入されたという説で、その最も熱心な提唱者は、セシル・グールド（1975年）である³⁾。もしこれが本当なら、レオナルドのしたことは立派な詐欺罪に当たる。

第二の説は、ルイ12世がミラノを占領した1500年以降のすり替え説である。これは最も人気のある仮説のようで、多くの支持者がいるが、ここではオットーノ・デラ・キエーザの説（1967年）を紹介しよう⁴⁾。レオナルド側と注文者側のルーヴル版をめぐる訴訟は、フランス占領下においても続いたが、以前からこの絵に関心を持っていたフランス王ルイ12世の密かな圧力もあって、1506年に絵はレオナルドに返却される判決が下り、注文者側にはその代り

に、レプリカのロンドン版が引渡されることになったのであろう。そして、オリジナルのルーヴル版は、もちろんルイ12世に贈与ないし売却されたのである、と。この説によれば、一応裁判の手続きは踏んでいるが、実際にはミラノの支配者ルイ12世による作品の巻き上げであったことになる。

第三の仮説は、グラッサーの唱える1515年フランソワ一世すり替え説である⁵⁾。ただしこの説の新味は、前の2説のように、ルーヴル版の代替物としてロンドン版が描かれたのでないとする点にある。ルーヴル版はサン・フランチェスコ教会の礼拝堂のために描かれたが、それを見たロドヴィーコが自分の宮殿の付属教会であるサン・ゴットルド教会のためにそのレプリカをレオナルドに注文した。これが後のロンドン版である。次いでミラノがフランス軍に占領される少し前に、ロドヴィーコはロンドン版をサン・フランチェスコ教会に避難させて保管したが、その後1515年にフランソワ一世が再びミラノを占領した折に、サン・フランチェスコ教会に飾ってあったルーヴル版を戦利品としてフランスに持ち去り、その代替物として同じ教会に保管されていたロンドン版が飾られることになったのであろう。これは不当な略奪行為ではあるが、サン・フランチェスコ教会のルーヴル版をめぐる訴訟は和解した後なので、裁判記録には現れないことになる。

以上が3つのすり替え説であるが、一方、1483年にサン・フランチェスコ教会のために着手されたのがロンドン版である(したがってすり替えはなかった)と主張する陣営に移ろう。彼らの場合は、ロンドン版には問題がないので、ルーヴル版がいつ誰のために作られたのかを推測すればよいということになる。このグループは2つに分れる。その第一は、デーヴィスの唱えるルーヴル版のフィレンツェ時代制作説(1948年)である⁶⁾。ロンドン版が1483年にミラノで着手されたことは、史料から見て動かし難く、ルーヴル版がロンドン版より早い時期に属することも、様式から見て自明であるとすれば、理の当然としてルーヴル版はその前のフィレンツェ時代に制作されたことになる。そして、レオナルドはルーヴル版を自分の作品見本としてミラノに携えて行き、信心会からロンドン版を受注したのであろう。だとすれば、ルーヴル版はレオナルドの私有

物であるから、彼がいつ誰に売却し、フランス王がいつ誰からそれを入手しようとする構わないことになる。この単純明解な説は、その後ケネス・クラークの支持を得て、一時かなり有力な一派をなした。

第二の説は、先のグラスナー説の改良版と言うべきもので、両作品の注文主を逆にして、ロンドン版はサン・フランチェスコ教会のために、ルーヴル版はサン・ゴットルド教会のために制作されたと推測するものである。そして、ルーヴル版は先に完成し、その後ロドヴィーコの命令でサンゴットルドからサン・フランチェスコ教会に移されて保管されていたとする。こうすれば、ルーヴル版は人目に触れずに保管されていたのであるから、その後2人のフランス王のどちらかが見つけて持ち帰っても、別に構わないわけである。この説はバルラリンのもとで学んだ岡田氏（1984年）が唱えている。一方、この説をベースにして、それにグルード説を加味したのは、最新のマラーニ説（1991年）である⁷⁾。彼によれば、ルーヴル版は、ロドヴィーコの注文で宮廷の付属教会であるサン・ゴットルドのために制作されたが、それは1493年にビアンカ・マリアがアクシミアン皇帝に嫁いだ際に、ウィーンに送られた。そして、その発送前にレオナルドはそのレプリカ制作に着手したが、それがサン・フランチェスコ教会のために作られたロンドン版である、というわけである。これが現在のところ、最も新しい仮説であるが、何と巧妙でエレガントな折衷案であろうか。

さて以上で2点の「岩窟の聖母」をめぐる仮説は出揃った。ではこれからこの祭壇画の契約文書やその後の訴訟記録を詳細に検証することによって、これらの仮説が史料の試練にどの程度耐えられるものかを順次検討し、最後に史料自体が自ずと語りかける言葉に謙虚に耳を傾けるならば、そこからどのような仮説が浮かび上がるかを示してみたい。本稿は純粹に歴史資料の立場に立脚して、2点の「岩窟の聖母」の制作された謎に迫ろうとする試みである。

第1章 祭壇画の注文以前

「岩窟の聖母」をめぐる事件のそもそもの発端は、あるフランチェスコ会の説教師が、1475年の四句節の期間にミラノのサン・フランチェスコ教会で行

なった説教において、聖母マリアの無原罪の宿りに捧げられた礼拝堂と、それを維持するための同名の信心会の設立を聴衆に呼びかけた時に遡る。ところで、聖母マリアの無原罪の宿りの教義であるが、これは時おり混同されるように、イエス・キリストの宿りを指すものではない。キリストは神の子であり、精霊の力によって処女マリアの胎内に宿ったのであるから、当然原罪に染まることはありえない。ここで問題にされているのは、父ヨアキムと母アンナの子であるマリアが、母の胎内に宿った時にどうであったのかということである。人類はすべてアダムの原罪を遺伝的に受け継いでいるが、では神の母も他の人間と同様に原罪の内に宿ったのか、それとも彼女だけは唯一の例外として原罪を免れていたのか。この聖母と原罪をめぐる論争は、12世紀に聖ベルナルドによって華々しく火蓋が切って落とされ、その後原罪派はドメニコ会、無原罪派はフランチェスコ会の周囲に結集して、一般信徒を巻き込んだ激しい論戦とプロパガンダが繰り広げられる⁸⁾。そして、この論争は1854年にピウス九世が聖母の無原罪の宿りをカトリックのドグマとして宣言することによってようやく決着するのであるが、この7世紀に及ぶ激しい論争史の間には、いくつかの大きな節目がある。中でも無原罪派が優勢となる転機となったのは、1471年のシクストゥス四世の教皇登位である⁹⁾。聖母に深く帰依していたこのフランチェスコ会出身の教皇は、矢継ぎ早に無原罪派に肩入れする施策を行ない、1476年には聖母の宿りの日（12月8日）を教会公認の祝日と定め、そのミサ書と聖務日課を承認した。

このような教皇の党派的な態度が、それまで優勢を誇って来た原罪派にとって不当な介入と映ったのは当然である。ミラノにおいてもドメニコ会は猛反撃を開始し、とりわけ彼らの拠点であるサンタ・マリア・デレ・グラツィエ修道院の院長ヴィンチェンツォ・バンデッロは、1475年に『聖母マリアの宿りの真実についての権威者たちの証言集』を出版して、無原罪派の主張がいかに教会の権威たちの教えから外れたものかを説いて、その思想の異端性を糾弾した¹⁰⁾。このようなドメニコ会の反撃に対するフランチェスコ会の返答の一つが、最初に述べた同年の四句節での聖母の宿り信心会の設立と礼拝堂の建立で

あったのである。

「ミラノのサン・フランチェスコ修道院のフランチェスコ会士で神学者のステファノ・ダ・オレヅジョ師は、1475年の四句節に神の言葉を説教した折に、その説教を聞きに集まった人々を栄光に満てる神母にして処女のマリアに帰依させるために、聖母の宿りの名を冠した礼拝堂を建立することを提案した。そして、その礼拝堂を完成し、より立派に維持するために、聖母の宿り信心会を設立して、それを信仰しそれに入りたいと望むすべての人々に参加を呼びかけた。するとたちまち聖母マリアの宿り信心会 (scolla conceptionis domine sancte Marie) という名の信心会が設立されて、そこには非常に数多くの貴紳顕官の人々が男女を問わず競って参加した。そして、この信心会の尽力によって、前述のサン・フランチェスコ教会に礼拝堂の建設が開始されたのである」¹¹⁾

こうして3年後の1478年6月1日には、サン・フランチェスコ修道院の集会場にフランチェスコ会総代理パオロ・デ・コリオも出席して、修道院側と信心会側の間で最終的な約定が結ばれた。礼拝堂の建設場所が確定され、寄進や信心会の資産に対する修道院側の管理条項が取り決められ、修道士たちが礼拝堂で行うべきミサや聖務日課の義務が定められた。だが、この契約の締結は、これから礼拝堂の建設に取りかかることを示すものではなく、こういう場合によくあるように、礼拝堂の完成真近になって取り交わされたのであろうと思われる。

その一年後の1479年5月8日、すでに完成なった礼拝堂の天井の装飾のために、信心会は画家フランチェスコ・デ・ザヴァッターリとジョルジョ・デラ・キエーザの2人と契約を結んだ¹²⁾。画家たちは「連帯して」(in solidum) 制作に当たり、天井の中央の区画に父なる神とセラフィムたち、4つの大きな区画に4人の福音書記者の象徴である「動物」(天使、有翼の獅子、牛、鷲) その他さまざまな装飾を「双方から選ばれた共通の友人である修道院長アグステイーノ・デ・フェラーリ師の指示に従って」制作することが取り決められた¹³⁾。

次に制作期限と作品の評価と支払方法についてであるが、まず画家たちは、

この年の聖母マリアの宿りの祝日，すなわち12月8日までの7ヶ月間で仕事を仕上げることに，それに対して報酬は，この契約時に170リラを前金で受け取り，さらに制作終了時まで合計400リラを「ミラノで流通している良貨で」受け取ること，さらに制作が完了した時点で，双方の側が「共通の友人として選んだアゴスティーノ・デ・フェラーリ師の見立てと評価に従って，上述の400リラ以上に貰うべき加算額を決定することにする」¹⁴⁾

このように，契約時に一定の最低支払い額を設定して，制作期間中に分割払いし（明らかに材料費調達のため），さらに完成後に「共通の友人」にその作品を評価してもらい，その差額分をボーナスとして受け取るという契約法は，15世紀の第4四半世紀のミラノにおいてはきわめて一般的な方法であった¹⁵⁾。支払い額をあらかじめ決めないでおくのは，言うまでもなく芸術家たちが，できるだけ高額のボーナス査定をしてもらおうと，最善の芸術的能力を発揮するようにさせるためのインセンティブであるが，しかし応々にして注文者と制作者の間で作品の評価をめぐる金銭トラブルの原因となったことは，後に見る通りである。

この翌年の1480年4月8日，信心会長と会員たちは，天井の壁画装飾が完成した礼拝堂に集まって，彫刻家ジャコモ・デル・マイノとの間で，木製祭壇の契約をしている。その祭壇の設計図や図像プログラムは，信心会の人々が手渡すことになっていた。

「信心会長と会員たちは，ここに出席しているジャコモ・デル・マイノ親方に対して，聖母マリアの宿り礼拝堂のための祭壇を引渡さなければならない。ジャコモ親方はそれを受け取って，双方の側から選ばれた共通の友人たちである会長のジャコモ氏，ジャコモ・デ・ピエトラサンタ氏，フィリッポ・デ・ランフランコーニ氏，長老のミケーレ・デ・ミケーリ氏から与えられる設計図に従って制作し装飾すること」¹⁶⁾

この場合も図像プログラムは，注文者の側から与えられているが，その祭壇がどのような構成になっていたのかは，「設計図」が残っていないので知ることができない。

次に、仕事の評価方法は、前の場合と少し異なっていた。双方が一人ずつ鑑定者を推薦して評価させるもので、マイノ親方は著名な彫刻家のアマデオを選んでいる。

「祭壇の値段の評価のためには、信心会側は自分たちに適当と思われる一人の市民を選ぶことにし、ジャコモ親方の側は、すでにジョヴァンニ・アントニオ・デ・アマデオ親方を選んだ。アマデオ親方は、信心会側が選ぶはずのもう一人の人と一緒に、祭壇の制作と装飾に関してジャコモ親方が受け取るべきすべての金額について評価し、さらにはその祭壇の承認 [をやるかどうか] について宣言しなければならない。……さらに、信心会側の代表として選ばれるはずの友人と、すでに友人として選ばれたジョヴァンニ・アントニオ・デ・アマデオ親方が、祭壇の値段や祭壇の承認について意見が一致しない場合には、双方の側が信心会長ジャコモ・デ・ヴァスクリ氏を [調停者に] 選び、彼は父親のように介入して、祭壇の値段や祭壇の承認について同意できない人と一緒に話し合っただけで決めること」¹⁷⁾ しかし「もしもその祭壇が信心会長や会員たちの承認を得られないならば、その場合には、ジャコモ親方は自らの費用でその祭壇を作り直さなければならない。そして、それを立派に制作して、今から聖ミカエルの祝日 [9月29日] までに、信心会側に引渡さなければならない」¹⁸⁾

作品の査定の日と支払いについては、こうなっていた。「ジャコモ・デル・マイノ親方は、すでにミラノの良貨で87リラ10ソルドを受領していることを証言する」。「信心会側は、ただ今62リラ10ソルドを手渡し、ジャコモ親方は、それを祭壇装飾の支払いの一部として受領したことを証言した。そして、祭壇制作費の残りの額については、信心会長と共通の友人に選ばれるはずの人々が、洗礼者聖ヨハネの祝日 [6月24日] までに総額を決定するので、祭壇制作が終わった際に、その仕事の残額を支払う」¹⁹⁾

以上のことから、ジャコモ親方はこれまで2回前金を受け取っており、その合計額はちょうど150リラに昇ること、最低保証額は決められておらず、作品の査定は2ヶ月半後の6月24日、その際に信心会側から「承認」されず、手直しの要求がある場合には、制作者の費用で作直して、9月29日までに引渡す

ことなどが取り決められたことがわかる。

ところで、この契約書には謎の記述がある。それは別の同業者に支払った前金とその回収についての条項である。「過日、信心会の出納係は、ピエトロ・デ・ブッセーロ親方に対して、前述の祭壇制作費の一部として46リラ前後を支払ったが、ジャコモ親方はこのお金を前述の祭壇の評価額の中に含めることを、信心会長および会員たちに約束した。しかし、信心会長と会員たちは、出納係からピエトロ親方に支払われたお金をジャコモ親方が回収するために、あらゆる援助をする義務を負うことを付言する。ただし、もしピエトロ親方が前述の祭壇をいくらかでも制作するような場合には、ジャコモ親方はその仕事を拒まずに受け入れて、作品の評価額が決定された際に、その仕事の分を計算して、ピエトロ親方に支払わねばならない。だが、たとえジャコモ親方がピエトロ親方からお金も仕事も得られないとしても、信心会長と会員たちは、いかなる点でもジャコモ・デル・マイノ親方に対して義務を負うものではないが、支払われたお金を回収するためにかかるすべての費用は、ジャコモ親方ではなく、信心会長と会員たちが支払うことにする」²⁰⁾

信心会側がピエトロ親方に支払ったお金なのに、それを回収する義務はマイノ親方にあり、回収できない場合には彼がそれを引き被るという奇妙な取り決めは、一体どのような関係を示唆しているのであろうか。この問題に触れた唯一の研究者であるグラッサーによれば、ピエトロ親方というのは、最初に祭壇の骨組みを作った職人で、マイノ親方はその次の段階で彫刻を施す役割を受け持っていたはずである、そしておそらくはピエトロ親方に任せるべき部分がまだ残っていたので、信心会側は、彼の協力を拒否せずに、その仕事の分量に応じて支払うという条項を入れさせたのだらうと推測している²¹⁾。だがこれでは答になっていない。もしピエトロ親方が実際に祭壇の骨組を制作したのなら、前払い金は返却しなくてもよいはずである。彼は前払い金を貰いながら仕事をしていないことは明らかであり、それゆえそのお金を返すか、今後仕事をして返せと述べられているのである。しかも、そのお金は支払った信心会に返却するのではなく、マイノ親方に回収の義務が課せられている。これは何を意味す

るのか。たぶんこの2人の職人は、先にザヴァッターリとキエーザが「連帯して」天井画を請負い、後にレオナルドとプレディス兄弟が「連帯して」祭壇の装飾を請負うことになるように、共同で祭壇制作を受注したのであろう。だが、途中で2人は、何らかの理由で協力関係を解消したのである。それゆえ、信心会側としては、ピエトロ親方に支払ったお金を自分で回収する義務はない。それは勝手にコンビを解消したマイノ親方の責任であり、たとえ元の相棒からお金を回収できないとしても、信心会は一切関知しない。しかし、それでは余りにかわいそうだから、信心会はお金の回収のためのあらゆる援助を惜しまないし、裁判をするならその費用くらいは出してやろう、というわけである。契約をめぐるトラブルというのは、注文者と制作者の間だけでなく、共同で請負った制作者どうしの間でもしばしば生じた。この両方の例は、後にレオナルドの場合にも見出すことができるはずである。

何はともあれ、マイノ親方と信心会の関係が、この後順調に推移したかと言うと、残念ながらそうではなかった。祭壇の評価額をめぐる両者は対立し、それがようやく解決するのは2年後のことである。1482年8月7日、信心会長ジョヴァンニ・アントニオ・デ・サントアンジェロ氏の屋敷にジャコモ・デル・マイノ親方と信心会員たちが集まり、そこで最終的に祭壇の評価額が発表され、前払い分を差引いた額が親方に支払われた。調停人 (arbitratores) は、会長のサントアンジェロ氏とジョヴァンニ・アントニオ・デ・ブレーナ、ジョヴァンニ・デ・クザーノ、ジョヴァンニ・デ・ナーヴェの4名であり、彼らの下した評価額は710リラ、そこから前払い分の490リラを差引いた220リラが、ジャコモ・デル・マイノ親方に支払われたのである²²⁾。

この裁定文書で注意すべきは、契約時に取り決めた評価方法が変更されていることである。最初は双方一人ずつの査定者が協議して、折り合いが付かなければ、信心会長が調停に乗り出すことになっていたが、ここでは4名の「調停人」が選ばれて裁定している。これは明らかに、制作者側の彫刻家アマデオと信心会側の鑑定者の間で意見が一致せず、信心会長が「父親」として介入してもその対立は埋まらなかったのである。そこで、この膠着状態を脱するために、

その2年後に両者の間で信心会長を含めた4名の調停人を新たに選ぶことが取り決められ、ようやく裁定がなされたのである。

さて、これでいよいよレオナルドの登場となるが、その前にこの裁定文書には、きわめて意味深長な条項が付け加えられていることに触れておかなければならない。ジャコモ・デル・マイノ親方は、前述の報酬を得る見返りとして、次のような義務を負っている。「ジャコモ親方は、聖母マリアの像の前に来る嵌め込み式の板 (*asidem illam que vadit ante imaginem beatissime Virginis Marie ad modum incastri*) を自分の費用で作って引渡すこと、そしてこれらの板 (*asides*) は、上で述べたようにその値段の中に含まれ、今から6ヶ月の間に納入せねばならない」²³⁾

6ヶ月後と言えば、1483年2月のことであり、レオナルドたちが祭壇の装飾を請負う2ヶ月前に当たる。この「聖母マリアの像」というのは、祭壇中央の画像(つまり、レオナルドが描くことになる「岩窟の聖母」像)のことなのか、それとも聖母マリアの彫刻のことなのか。そして、その像の前に来る「嵌め込み式の板」というのは、一体どのようなものを指しているのか。実を言うと、これはいまだに研究者の間で意見の一致が得られない難問なのであるが、その解釈いかんによって「岩窟の聖母」を収めていた祭壇の構成が大きく変わることになる、きわめて重要な問題でもある。だが、この難問と取組むのは後ですることにして、話をもう少し前に進めておこう。

第2章 祭壇画の注文

1483年4月25日、ミラノのサン・フランチェスコ修道院の客室の中庭において、信心会はフィレンツェ人レオナルド・ダ・ヴィンチとエヴァンジェリスタおよびジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレディス兄弟と、完成なった白木の祭壇の装飾についての契約を結んだ。ちなみに、この種の契約の際には、かならず3人の証人が立会って、文書の最後に署名することになっているが(第1章で見た4つの文書もすべて同様である)、この契約書で特筆すべきは、証人の一人として著名な彫刻家のアゴスティーノ・デ・フォンドゥーリスが立

会っているということである。さて、3人の芸術家は「連帯して」今から聖母マリアの宿りの祝日（12月8日）までの7ヶ月間に、祭壇の金箔押しと彫像やレリーフの彩色と祭壇画の制作とを請負った。その装飾作業の内容については、信心会側が16項目に及ぶ事細かな指示リストを芸術家側に手渡しているが、これについては後述する。

制作費用の支払いと最終的な作品の評価については、次のように定められている。芸術家側に支払う最低保証額は800リラとし、それを毎月分割して手渡すことにする。第1回目は5月1日〔契約日の6日後〕に100リラを支払い、その後は7月から毎月40リラずつを「800リラが完全に支払い終るまで」続ける。作品の評価法については、「サン・フランチェスコ修道院を代表して院長のアグステイーノ・デ・フェラーリ師、さらに双方の側を代表して2人の信心会員を選び、祭壇の装飾作業が終った後に、前述の800リラに上積みすべき金額を決定することにする。一方、レオナルド親方とプレディス兄弟は連帯して、この祭壇を少なくとも今後10年間は800リラ以上の評価額を維持するようにしなければならない」²⁴⁾

この最後の保守義務の条項を除けば、この契約は以前の2つの契約と基本的に同じであることに気付かれる。最低保証額の設定とその分割払い、そして完成後の作品の評価と差額分のボーナス払いなど。だが、鑑定人の選出法は微妙に違っている。双方の利害代表者はいずれも信心会員から選ばれるし、3人目の修道院長も信心会側の関係者であることに変わりはない。この鑑定人の選び方には、ジャコモ・デル・マイノ親方とのトラブルが影を落としているようであり、信心会側がこの事件から大分学んで賢くなったことを示している。

この契約書で興味深いのは、2つの「特別合意事項」(pactum specialis) が付いていることである。その1つは、「もしレオナルド親方がこの祭壇の完成以前にミラノ市から立去るような場合には、信心会長と会員たちは、彼らの選ぶ他の人にその祭壇を引渡すことができる。その場合、信心会長と会員たちは、レオナルド親方が行なった仕事の割合に応じて、彼に支払いをしなければならない」²⁵⁾ ことである。この仕事の分量に応じた支払いというのは、マイノ親

方との契約で、ピエトロ親方に支払うべき賃金の条項と同じであるが、しかしこの特別合意が鮮かに示すのは、レオナルドがミラノに来て間もなく、しかもいつ立ち去るかわからないという不安定な状況である。実際、公証人の文書では、本人の名前と父親名の次にならず住所と教区名が記載されることになっているが、レオナルドの場合は「フィレンツェ人」と記されているのみで住所はなく、さらにある箇所では、「ミラノ市に居住」と記された後にそれが抹消されている²⁶⁾。以上のことやその他の理由から、レオナルドは祭壇画契約の時点でまだミラノでの住居が定まっていず、おそらくはプレディス兄弟の家に仮住いしていたことを示唆している²⁷⁾。

もう一つの特別合意は、金箔の使用に関するものである。「レオナルド親方とプレディス兄弟は前述の祭壇制作のために、100 [グラノー]につき3リラ10ソルドの金箔を信心会長と会員たちから受け取らなければならない。……この金箔押しの仕事に関しては、レオナルド親方とプレディス兄弟は、サン・フランチェスコ修道院の作業場で行なうべきであり、他の場所で行なってはならない。これ以外の仕事に関しては、彼らの住む家で好きなように仕事をして構わない」²⁸⁾ その金箔代については、「信心会長と会員たちは、作業の進行状況に応じて、毎月金箔を引渡さねばならないが、その金箔代は前述の800リラの値段の中に含めること」²⁹⁾となっている。

この特別条項も、当時の他の契約書と共通していた。高価な材料（たとえば金箔や青の顔料のラピスラズリ）を使用する場合に、注文者側は品質の良い材料を買い与え、自分たちの監視できる場所で仕事をさせたが、それは芸術家たちを信用していなかったからである。また、後の清算時に、支払い額の800リラから70リラが控除されていることから、100グラノーが3リラ10ソルドの金箔（残念ながらその面積は不明である）が20枚使用され、その総重量は129.6グラムであったことがわかる³⁰⁾。

最後に祭壇装飾の内容を記したリストであるが、これは職人たちでも読めるように一応イタリア語で書かれているが、ミラノ方言とラテン語の混交したかなり難解な文である。その条項は16に分かれている（原文に番号は付されてい

ないが、便宜的に入れておく)。

「ミラノのサン・フランチェスコ教会に置かれる栄光の処女マリアの宿りの祭壇について行なうべき装飾のリスト。

1, 祭壇全体, すなわち彫像 (figure) を含むレリーフのパネル (capitoli) は, 顔の部分を除くすべての部分に, 100グラノーにつき3リラ10ソルドの値段の純金を押すことをわれわれは望む。

2, 中央の聖母マリアのマントは, ラピスラズリ [青色] の金欄。

3, カモーラ [内着] は, 深紅の金欄。

4, マントの裏地は, 油彩で緑色の金欄。

5, セラフィムたちは, シノピア [赤色] を塗った上から掻き落とすこと。

6, 父なる神のマントは, ラピスラズリの金欄。

7, 天使たちは金地の上に装飾し, その白衣は油彩でギリシア風に描くこと。

8, 山々や岩は, 油彩でさまざまな色に変化を付けて着色すること。

9, 空白の [=レリーフのない] 矩形の板 (quadri) には, さまざまな身振りをした天使を4人ずつ配し, その一方は歌い, 他方は演奏しているようにすること。

10, 聖母の登場するすべてのパネルにおいて, 聖母は中央の聖母のように装飾すること。その他のギリシア風の彫像は, さまざまな色で装飾し, ギリシア風にせよ現代風にせよ完璧に仕上げること。同様に, これらのパネル中の家屋や山々や天井や床面などすべてのものは, 油彩で着色し, うまく合わない彫刻は作り直すこと。

11, 巫女たちを装飾する背景は, 家屋のような形の円天蓋にし, 彫像や衣服は互いに異なるようにし, すべて油彩で着色すること。

12, コーニス, 角柱, 柱頭やすべての彫刻物は, 上で述べたように金を押し, そこにはいかなる色も入れないこと。

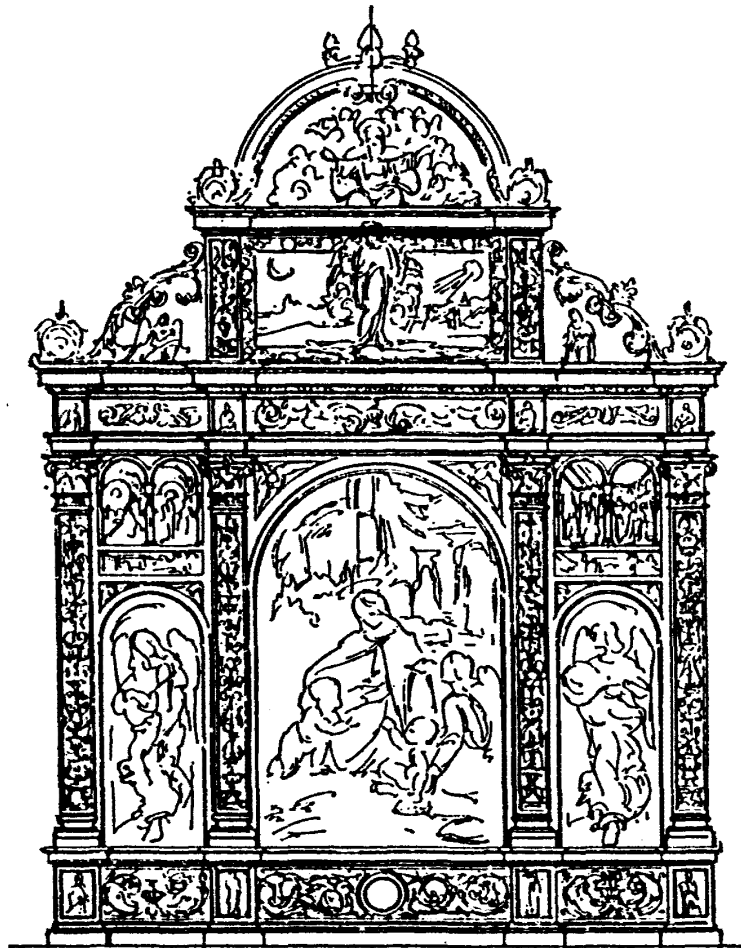
13, 中央の板 (tavolla) には, その平面に聖母とその子と天使たちを油彩で完璧に描くこと。彼らと一緒に2人の予言者を, 前に述べたように上質の顔料で平面に描かなければならない。

- 14, 裾部のパネルも、周囲の他のパネルと同様に装飾すること。
- 15, すべての顔や脚などの裸の部分は、油彩で完璧に着色すること。
- 16, 幼児のいる場所は、格子状に線刻した金を置くこと」³¹⁾

以上が祭壇装飾のリストの細目である。当事者たちは、マイノ親方の制作した白木の祭壇を目の前にして契約しているので、リストの各項目が祭壇のどの部分を指しているのか、わざわざ説明する必要を感じていなかったのであるが、その祭壇が失われてしまった今となつては、このリストから祭壇の形態とその図像プログラムを正確に復元するのは困難である。だが、その大体の特徴を把握することはできる。まず絵画にあてられた項目は2つしかないことである。それは9の「空白の [=レリーフのない] 矩形の板」と、13の「中央の板」である。前者は後にプレディス兄弟が天使像を描くことになる、「岩窟の聖母」の左右のパネル（ロンドン・ナショナル・ギャラリー蔵）であるが、リストで指示されている「4人の歌う天使と4人の演奏する天使」は、完成した作品では、リュートとリラ・ダ・ブラッチョを演奏する1人ずつの天使に変更されている。一方、後者の「中央の板」は、明らかに「岩窟の聖母」が描かれることになる祭壇中央の板絵部分であり、この項目で指示されている図像も、完成作品では大幅に変更されるが、この図像問題については他の機会に触れたので³²⁾、ここでは繰り返さない。

この2項目を除くすべての項目は、彫像やレリーフ・パネルや、それらの枠組を構成する建築要素（コーニス、角柱、柱頭）など、立体部分の装飾についての指示である。「中央の聖母」（2, 3, 4）, 「セラフィムたち」（5）, 「父なる神」（6）, 「天使たち」（7）, 「山々や岩」（8）がどのような配置になっており、どのような教義を表現していたかという問題は、大変興味深い問題なのであるが、この図像復元の試みは別の機会に譲ることにして、ここでは祭壇の主角を演じる2人の聖母、つまり「中央の聖母」彫像と「中央の板」の聖母画像の関係のみに絞って考察することにしよう。この2体の聖母は、祭壇の「中央」でどのような位置関係にあったのか。

これまで数多くの研究者に受け入れられて来た最も穏当な説は、祭壇の構成が2段に分かれており、上段に聖母の立像と、彼女を祝福する父なる神やセラフイムや天使たちが置かれ、下段に祭壇画の「岩窟の聖母」があったという説である。これはマラグッツィ・ヴァレーリ（図3）を始め、最近のデ・ヴェッキまで、多くの研究者がその考察の前提として受け入れているものである³³⁾。また、この説のヴァリエーションとしては、聖母彫像が「岩窟の聖母」の上の段にではなく、祭壇自体の頂上に据え付けられていたと推定するグラッサーの説がある³⁴⁾。これは、マイノ親方の息子ジョヴァンニ・アンジェロが1516年



Reconstruction of the altarpiece for the *Virgin of the Rocks* according to the 1483 contract. (After Malaguzzi-Valeri.)

図3

に受注したモルベーニョの祭壇の頂点に、被昇天の聖母立像があることを根拠としているが、残念ながらそれは先行例ではなく、かなり後の時期のものであるので、用心してかからねばならない。いずれにせよ、これらの説は、下の段に「岩窟の聖母」、その上方に聖母彫像があったと推定している点で共通している。

ところで最近、この通説を否定して、きわめて大胆な新説を唱えた研究者がいる³⁵⁾。それはヴェントゥローリで、彼は1482年の祭壇の評価についての裁定文にあった「聖母マリアの像の前に来る嵌め込み式の板」に注目して、これは祭壇中央の壁龕部に安置された聖母彫像を保護するための鎧戸であろうと推定した。つまり、信心会の祭壇は、一般に考えられているような2段構成ではなく、中央部に内陣風の大きな壁龕を持つ一段構成で、その内部では「聖母」(2, 3, 4)が立ったまま、地上に横たわる「幼児」(16)を礼拝しており、その周囲には「天使たち」(7)が、そして上方には「父なる神」(6)が祝福を与えている情景、つまり一般に「幼児の礼拝」と呼ばれている図像であろうと思われる。さらにその両側の「矩形」(quadri)の壁龕には、聖母の生涯のエピソードを表現したレリーフが上下に2つずつあったはずである。そして、1482年の裁定でマイノ親方が納入することになった「板」(asides)というのは、これら3箇所彫像を保護するための鎧戸と考えられる。以上のことから、レオナルドとプレディス兄弟は、この嵌め込み式の鎧戸(「中央の板」(13)と「空白の矩形の板」(9))に、それぞれ「岩窟の聖母」と「演奏する天使」たちを描いたという結論になる。つまり、マイノ親方が制作した祭壇は、完全に彫像とレリーフで占められた彫刻祭壇であって、レオナルドの「岩窟の聖母」は、それを保護する鎧戸の装飾にすぎなかったというわけである。

このヴェントゥローリ説に対して他の研究者たちはいまだ明確な態度表明をしていないが、少なくとも筆者は賛成することができない。もしこの説が正しかったすれば、普通の日には御本尊が鎧戸(「岩窟の聖母」!)で隠されていても、特別の祝日には鎧戸が外されて御本尊のご開帳ということになるはずであるが、実際にはその逆のことが行なわれているからである。1508年8月18日、

レオナルドと信心会の間で交わされた合意文書によれば、レオナルドは礼拝堂の祭壇に嵌め込まれてあった「岩窟の聖母」を取り外して模写する許可を得ている。「信心会員たちは、その画像 (imagine) をサン・フランチェスコ教会の修道院の一室、ないしその教会の別の礼拝堂に移して、少なくとも4ヶ月の間そこに置き、レオナルド氏が彼の弟子たちと一緒にこの画像を模写できるようにしなければならない。だが、特別の祝日にはそれを元の場所に戻して、それが終わったら再び前述の部屋ないし礼拝堂へ移すこと。この画像をその場所から移したり、戻したりする費用は、ジョヴァンニ・アンブロジーオ氏が支払うこと」³⁶⁾

この文書は、「岩窟の聖母」が礼拝堂における最も重要な画像であって、その取り外しと移動にはかなりの手間と費用がかかる重い板であったこと、つまりそれ自体が御本尊であって、他の御本尊を保護するための薄手の鎧戸などではなかったことをはっきりと証言しているのである。

それでは、「中央の聖母」の彫像と「中央の板」の画像と関係は、最初に述べた上段と下段での棲み分けという共存共栄の関係に戻るべきなのであろうか。ところで、最近シローニが国立ミラノ古文書館で興味深い史料を発見した。それは、マイノ親方の祭壇の評価について最終的な裁定が下る10日前の1482年7月28日のこと、インノチェンツォ・デラ・クローチェなる人が遺言で「ミラノのサン・フランチェスコ教会の聖母の宿り信心会に対して、黒いエナメル文字と14個の真珠の付いた金の首飾りを寄贈し」、それを「サン・フランチェスコ教会の聖母の宿り礼拝堂に、聖なる処女マリアを称えて制作されるはずの彫像の首 (cholum illius figure fiende) に掛けてくれることを願う」³⁷⁾

次いで同年11月22日には、インノチェンツォ氏の遺志が実行に移され、金の首飾りは信心会側に引渡された。それは「14個の金の花の中に14個の真珠が嵌め込まれ、それらの花は互いに連結されているが、花と花の間にいくつかの文字が付いている首飾りで、信心会員たちは、それを信心会の礼拝堂の聖母マリアの彫像の首に掛けること」³⁸⁾と定められていた。

さて、信心会員であったインノチェンツォ氏が首飾りを遺贈した聖母マリア

の彫像が1482年7月28日の段階ではまだ完成していなかったことは文面から明らかであるが、一体この彫像はどれ位の大きさで、制作者は誰で、祭壇のどの場所に置かれたのであろうか。まず14個の金の花と黒エナメルの文字（たぶん聖母の上着の襟ぐりの部分によく刺繍されているのと同様の、AVEMARIAなどの文字であろう）が交互に付いた首飾りと言え、かなり大きなものであろうから、聖母像もそれにふさわしく等身大に近い大きなものであったと想像されるが（人形程度のちやちなものであれば、遺贈するのが憚られよう）、その作者は誰であろうか。マイノ親方の祭壇についての最終的な裁定が下る10日前に遺贈がなされているから、その時まだマイノ親方はその彫像を制作中であった、と考えることは確かに可能である。先に引用したヴェントゥローリはまさにそう考えている。しかしながら、マイノ親方は、契約に従えば1480年9月29日までに祭壇を完成していたはずであり、その後1482年8月7日まで祭壇の引渡しが遅れたのは、その評価をめぐって対立が生じたからであって、仕事が遅れたからではない。だとすると、「聖母を称えて制作されるはずの彫像」というのは、マイノ親方でなく誰か別の彫刻家に依頼していた、祭壇の本体とは別の作品だと考えることも可能である。史料を尊重し契約関係を重視する研究者なら、この別人制作者説の方に分があると思うはずである。実際、前述のシローニなどは、1483年のレオナルドとの契約の証人に彫刻家のアグスティーノ・デ・フォンドゥーリスの名前があることだけをヒントにして、このマリア像は彼の作ったテラコッタ像であろうと大胆に予想しているが³⁹⁾、案外と彼の勘は当たっているかもしれない。

さて、この新しい史料を念頭に置いて、1483年にレオナルドと結んだ祭壇の装飾契約をもう一度読み直してみよう。このリストの2, 3, 4の項目に記された、表地が青で裏地が緑の金襴のマントを着け、深紅色の内着を着た「中央の聖母」というのは、マイノ親方の祭壇本体に付属し、その上段ないし頂上を飾っていた聖母像なのか、それともむしろ誰か別の彫刻家が制作し、インノチェンツォ・デラ・クローチェ氏の遺贈した金の首飾りを付けた、かなり大きな聖母像であったのか。もし後者の方だったと仮定すれば、それは祭壇「中央」の

どの位置を占めていたのであろうか。もしこれが祭壇本体の図像プログラムから切り離された彫像であるとすれば、祭壇内部に位置を占めることはありえないから、唯一考えられる場所は祭壇の前、つまり中央祭壇画の「岩窟の聖母」を背にして立っていたと考えざるをえないのである。

しかし、このようなことがありうるのだろうか。けばけばしい金襴の衣服を着て真珠をあしらった金の首飾りを身に付けた豪華絢爛たる聖母が、神秘的な「岩窟の聖母」の前にしゃしゃり出て、信心会員の目を自分の方に奪っていたなどということが。しかし、このように考えないかぎりけっして解くことのできない重要な問題が一つあるのだ。次章で詳しく触れるように、レオナルドたちと信心会側は、祭壇装飾の評価額をめぐる対立し、中央祭壇画の「岩窟の聖母」は信心会に引渡されないまま、長い間レオナルドの所に残されていた（これが引渡されるのは、彼がミラノを立去った1499年以後のことである）が、この17年に及ぶ長い年月の間、祭壇中央の空洞部分を何が埋めていたのかという問題である。この間も祭壇の前では、ミサや聖務日課が行なわれていたことは、史料から確認できる⁴⁰⁾。それでは、「岩窟の聖母」の代りに何があったのか。ここで、1482年8月7日のジャコモ・デル・マイノ親方への支払いの裁定文に戻ろう。マイノ親方は710リラを受け取る代わりに、「聖母マリアの像 (imagine) の前に来る嵌め込み式の板」を自分の費用で作って、6ヶ月の間に納入する義務を負った。当時《imago》は画像の意味でのみ用いられ、彫像には一般に《figura》が使われていたから、「imagoの前に来る嵌め込み式の板」というのは、明らかに中央祭壇画の前面を覆うための薄い板の鎧戸で、「嵌め込み式」というからには、蝶つがいで左右に開閉する仕掛けの扉ではなく、ほぞ穴による着脱式の鎧戸だったのであろう。したがって、この鎧戸の裏側に「岩窟の聖母」が存在しなくても、一向に構わなかったわけである。鎧戸は、祭壇の前に置かれた極彩色の聖母像の背板の役割を果たしていたからである。そして、祭壇画や彫像の価値は、基本的にその芸術性にあるのではなく、信者たちの願をどれほど叶えてやれるかに懸かっているのだとすれば、信心会員が金ピカの聖母像で満足し、祭壇画がないことを嘆いていないように見えるのも納得の行く

ことであるし、25年に及ぶ訴訟の間、信心会員たちは、祭壇画を早く手に入れることよりも、支払い額をいかにケチるかにのみ意を用いているように見えるのも、このように考えるなら実に納得の行くことなのである。

第3章 2通の嘆願書

1483年4月25日の祭壇装飾の契約文書以後、しばらくの間記録は途絶える。その3年後の1486年5月25日に、信心会長、監事、出納係、その他の役員たちが、サン・フランチェスコ修道院の集会場に集まって、交渉と訴訟のために4人の代理人を選出した記録があるが、これがレオナルドたちとの争議をめぐるものかどうかは不明である⁴¹⁾。したがって、最初の訴訟記録は、1490年代前半にレオナルドとジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレディス2人だけの連名で、ミラノの実質上の君主ロドヴィーコ・スフォルツァに宛てて出された嘆願書ということになる。この書状には日付がないが、共同請負者のエヴァンジェリスタは、1490年12月27日に遺言状を書いているので、その後間もなく死亡したと思われるし、ロドヴィーコ・スフォルツァは、書状ではいまだ一般的な敬称である「君主」(Signore)と呼ばれており、名実ともにミラノ「公爵」(Duca)となるのは1495年のことであるので、この嘆願書の出された時期はおおよそ1491年から1494年頃までの間と限定できるのである。この嘆願書はイタリア語で書かれているが、ラテン語風の綴字法と語彙と表現法が多用されており、明らかに公証人の手になるものがある。

「閣下の忠実な僕であるジョヴァンニ・アンブロジーオ・プレーダとフィレンツェ人レオナルド・ダ・ヴィンチは、ミラノのサン・フランチェスコ教会の聖母の宿り信心会員たちとの間で、彫像 (figure de le relevo) の祭壇全体に金箔を押し、油彩で聖母を描いた絵と、同様に油彩で2人の大きな天使を描いた2つの絵を制作する契約を結んだ。これらの作品の評価のためには、2人の信心会員と第三者としてアゴスティーノ師が選ばれて、評価が行なわれた。これらの作品には、費用だけで800リラかかっているのであるから、3人の鑑定人はそのことを認めて800リラ以上に評価すべきであり、その評価に基づいて信

信心会員たちは嘆願者たちに800リラ以上の額を支払うべきである。嘆願者たちが信心会員たちに渡したリストに記載してあるように、前記の2つの作品には300ドゥカート (=1200リラ) の価値があるのであるから、嘆願者たちは鑑定人たちに対して、宣誓した上で前述の評価をするように要求したにもかかわらず、彼らはそれを同額としか評価せず、前述のフィレンツェ人が油彩で描いた聖母像をわずか25ドゥカート (=100リラ) としか評価しようとしなない。嘆願者たちのリストに記載されているように、この作品には100ドゥカート (=400リラ) の価値があり、その値段は、この聖母像を買いたいと望んでいる人々がつけた値段である。以上のようなわけで、自分たちは閣下に上訴せざるをえなくなった次第です。

寛仁なる閣下にへり下って嘆願したいのは、前述の信心会員たちは美術の専門家ではなく、盲人は色彩について判断すべきではないから、即刻、次の3つのうちのいずれかを行なうようにお命じ頂きたい。前述の3人の鑑定人が、宣誓をした上で前述の2つの作品の評価をするか、あるいは、美術の専門家2人を双方が一人ずつ鑑定人に選んで、前述の2つの作品を評価させ、その評価に従って直ちに、信心会員たちが嘆願者たちに支払うようにするか、あるいは信心会員たちは前述の申し立て人たちのもとに、油彩で描かれた聖母像を残すかのいずれかである。実際、前述の彫刻の祭壇 [の装飾] だけで、嘆願者たちの受け取った800リラの金額に昇るのであり、それは前にも述べたように [装飾の] 費用に費やされてしまったからである。したがって、このようにすることは正しくて妥当なことであり、閣下の大御心にも叶うことであると信じて、閣下におすがりする次第です」⁴²⁾

以上が嘆願書の内容である。やはり両者の対立は作品の評価をめぐる生じた。信心会側は、マイノ親方とのトラブルに懲りて、鑑定人に信心会関係者だけ—2人の信心会員と修道院長のアゴスティーノ・デ・フェラーリ師—を入れるようにしたのであるが、それは制作者側にとってきわめて不利な裁定となった。つまり、評価額は最低保証額の800リラだけで、ボーナス査定は一切なしである。その内訳は、祭壇装飾の仕事が700リラで、祭壇画の「岩窟の聖母」

はずかに100リラであった。確かに契約条項に則ってはいるが、余りにも信心会寄りの不当な裁定に対して、プレディスとレオナルドが激しく反発したのは言うまでもない。彼らの不服申し立ての論拠は、祭壇の装飾費用の具体的な提示と、祭壇画の購入希望者によるその評価額であった。祭壇とその彫刻部分の装飾だけで800リラの費用が実際にかかっており、かつ祭壇画には400リラで買いたいという人が見つかったから、その評価は1200リラとすべきである。しかし、そのうち800リラはすでに分割払いで貰っているから、残りの400リラを支払うか、あるいはそれと同額の祭壇画を制作者側が自由に処分することを認めよ、と主張したのである。

ところで、この彼らの要求の文章には、きわめて興味深い表現が使われている。それは、祭壇画を申し立て人たちのもとに「残す」(lassano)よう主張していることである。この表現は、鑑定人たちの最終的な査定の際にも、祭壇画が信心会側に引渡されないで、制作者の手許に残されていたことを示唆する(後に見るように、祭壇画が信心会に引渡された後の嘆願書では、お金を支払わなければ祭壇画を「返却する」(restituant)ように要求しているから、その表現の違いは歴然としている)。それゆえ、レオナルドとプレディスは、信心会側の一方的な裁定に対し、祭壇画を人質に取って対抗し、400リラの身代金を支払うか、それとも祭壇画を勝手に処分して換金するかのどちらかを認めよと要求し、その一方でミラノの君主ロドヴィーコに嘆願書を出して、信心会側の不当な行為を訴えたのである。この嘆願書に対してロドヴィーコがどのような命令を下したのかは記録に残っていない。だが、後で見ると、ルイ12世にもほぼ同一の嘆願書が提出されているところから見て、彼はほとんど何もしなかったのではないかと思われる。ということは、両者の対立はその後も続き、レオナルドたちは祭壇画を形にボーナス支給を要求し続けたということである。

だが、この膠着状態も、フランス軍のミラノ占領によって変化し始める。まず両者の訴訟記録を辿って、最初の最低保証額の受け取りからその後のお金の授受と作品の引渡しに至る状況を見て行こう。

- ①「プレディス兄弟は、自分たちとレオナルド親方の名において、前述の祭壇の支払いの一部として、信心会長と会員たちから730リラを受領した。以上のことは、ミラノの公証人ピエトロ・デ・レージが…日に起草した承諾書に記載されている」⁴³⁾ (日付の部分は空白になっており、この承諾書はいまだ見つかっていない)
- ②「さらにプレディスたちはお互いを代表して、前述の祭壇《と板絵》の支払いの際に、信心会長と会員たちの代理人から、さらに100リラを受領した。以上のことは、信心会の帳簿に記載されている」⁴⁴⁾ (《》内の語は、原文では行間に加筆されている。また、この信心会の帳簿も見つかっていない)
- ③「前述の祭壇の引渡しと前述の金額の支払いとそこから派生するさまざまなことの際に、信心会長や会員たちとジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレディス氏の間で争いが生じ、両方の側から代理人を通じて、ミラノ公であるフランス王に嘆願書が提出された」⁴⁵⁾

これまで研究者たちは、契約金が800リラなのに、上記の①と②の文書で730リラと100リラの合計830リラが支払われていることに戸惑い、それをうまく説明できないでいるが、筆者はそれを次のように解釈する。制作者側が「祭壇の支払いの一部」として受け取った①の730リラは、実は契約時に約束された800リラのことである。契約書では、そこから金箔代が差引かれることになっていたから、差額の70リラはその費用であったはずである。また、この730リラは契約に従って毎月40リラずつ分割払いされ、最後の支払い日(1484年10月)以後の日付不明日に、公証人ピエトロ・デ・レージのもとで全額の730リラを受け取った旨の承諾書が起草されたのである。

次に②でプレディスたちが受け取った100リラは、何のお金であろうか。だが、まずその前に、この文中の「祭壇《と板絵》の支払い」という加筆の理由に触れておかねばならない。「祭壇」(ancona)という用語は、祭壇全体と祭壇画の両者を意味する言葉であるが、祭壇本体の方はずっと以前に引渡されているから、ここで言う「祭壇」は祭壇画であるということを明確にするために、後

から「と板絵」(et tabule) という語句を付け加えたのである。したがって、この100リラは祭壇画の引渡しと関係するが、以前信心会側の3人の鑑定人が、祭壇画を25ドゥカート (=100リラ) と評価したことを思い出して頂きたい。これはその評価額と同額である。つまり、信心会側は、それまで祭壇装飾と祭壇画の両方を合わせて800リラしか払えないと言い張って来たが、最終的に祭壇画を受け取る段階になって、その評価額である100リラを上積みしてやったのである。だが、これはあくまでも信心会側の鑑定人たちの評価額であって、制作者側の要求する400リラとは300リラもの開きがある。そこでプレデイスは、それを受け取って祭壇画を手渡した後で、さらにその差額分を要求してフランス王に直訴したのである。この100リラが仮払いであって最終的な決裁ではなかったことは、その記載が信心会の帳簿にあるだけで、公証人の立会いによる正式文書が作成されていないことから明らかである。

こうして③のジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレデイスによるフランス王への嘆願書にたどり着くが、幸いにもこの文書は残っている。

「1483年以来、ミラノのサン・フランチェスコ教会の聖母マリアの宿り信心会員諸氏と、エヴァンジェリスタおよびジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレデイス、フィレンツェ人レオナルド・ダ・ヴィンチの間で契約が結ばれ、その契約書のリストに従って、プレデイスたちは礼拝堂の祭壇を制作し装飾することになった。そのリストのさまざまな項目の中には、平らな木の板に油彩で、聖母の画像をあらゆる点で完璧に描くことが入ってる。一方、信心会員諸氏は、その値段と報酬としてプレデイス兄弟とレオナルド親方に800リラを支払い、さらにサン・フランチェスコ教会のアゴスティーノ・デ・フェラーリ師と信心会員から選ばれる2人の鑑定人によって決定される加算額を支払うことになっていた。……実際プレデイスたちの側からすれば、作品は完成しており、鑑定人たちを選んでその評価を行ない、契約に従って制作者たちに支払いをすることしか残っていないのであり、プレデイスたちは何度もそのことを要求し、作品を評価して支払いをしてくれるよう頼んだのであるが、信心会員たちにその契約を守らせることはできなかった。上述の板絵に関しては買い手が

見つかったので、それを評価する問題はなくなった。法の規定によれば、買い手のつけた値段がそのものの価値だからである。だが、彼らは依然として、その値段を支払うか、それとも板絵を画家に返却するかの二者択一を拒否して、報酬を貰わないことが聖母に仕える者の報酬であるなどと言っているが、このようなことは不当であり、誠実さのかけらもない仕打ちである。

以上のようなわけで、ジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレディスは、その作品を完成した者と連帯して、国王陛下に嘆願したい。前述の信心会の会長と監事たちを陛下のもとに召喚して、両者の側の言い分を聴聞し、両者の間の契約を履行させ、信心会員たちに板絵を返却するか、あるいは買い手たちの申し出た金額を支払うかのいずれかを選ぶようにお命じ頂きたい。さもないと、嘆願者たちは不当にもその報酬を奪われることになるが、そのようなことは陛下の大御心にも叶わないことであると信じて、陛下におすがりする次第です」⁴⁶⁾

以上が第2の嘆願書の内容であるが、これはフランス王がミラノの法務官に宛てた1503年3月9日付の命令書に添付されているから、それ以前の時期に王に宛てて出されたものである。したがって、ロドヴィーコ・スフォルツァに宛てた第一の嘆願書との間には、ほぼ10年の開きがあることになるが、両者の内容にはどのような変化が見られるだろうか。まず最も大きな違いは、先に述べたように、すでに祭壇画が信心会の手に残っていることである。「返却せよ」という語が2回も現れる (reddere, restituant) ことが、その何よりの証拠である。だが、その他の違いはと言うと、実は全くないのである。プレディスは、さも信心会側が契約条項を守らず、鑑定人による評価を実行してくれないかのように批判しているが、最初の嘆願書を読んだ者には明らかなように、これは実は詭弁なのであって、本当は自分たちの望むような評価をしてくれない鑑定人なら、鑑定人として認めないと言っているにすぎないのである。要するに、以前と同様に、お金を払うか、あるいは祭壇を「返却」して自由に処分させろと要求しているわけである。

では信心会が祭壇の引き渡し時に支払った100リラについて、プレディスが口を噤んでいるのはなぜであろうか。もしそれを代金の一部として貰ったのな

ら、祭壇画を返却せよという要求はできないはずではないか。実はここにもう一つの隠れた争点がある。最初の嘆願書では、祭壇装飾と祭壇画の「2つの作品」の評価が大きな争点となっていた。しかし、そこには第3の作品もあった。それは、プレデイス兄弟が制作した「大きな天使を描いた2つの絵」である。この作品の評価はどうなされたのか。実はこれは曖昧なままで、何も決まっていなかったのである。そして最後の支払いの際に、信心会側はその100リラを祭壇画の代金だと主張し、プレデイスの方は自分たち兄弟が片方ずつ描いた2点のパネルの代金に充てると主張したらしいのである。なぜこのようなことが推定できるのかというと、それについては第5章で詳しく述べるつもりであるが、ジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレデイスと故人のエヴァンジェリスタの遺児で相続者のレオナルド・デ・プレデイスは、祭壇装飾の代金を同額ずつ分配する他に、前者が信心会から貰った100リラについても50リラずつ折半するという証書を作成しているからである⁴⁷⁾。それゆえ、プレデイスとしては、祭壇画の代金を支払わないなら祭壇画そのものを返却せよと要求しても、良心の咎めは全く感じなかったようなのである。

以上、お金にまつわる低次元な争いを長々と続けて来たのは、たんに下世話な趣味からだけではない。1490年代前半の嘆願書で述べられている祭壇画についての要求も、1503年頃の嘆願書での要求も、基本的に同一であったということは、実は両者の間で争点となっている祭壇画自体も同一のものであったことを示唆しているように思われてならないのである。つまり、セシル・グールドの唱えるようなルーヴル版とロンドン版の1493年すり替え説は、可能性が少ないということである。ただし、グールドの名誉のために弁護しておく、彼がこの犯罪的なすり替え説をあえて主張したのは、別の強力な理由があったからに他ならない。それは、初期の伝統作家たちが口を揃えて、「レオナルドがミラノの君主ロドヴィーコのために祭壇画を描いたが、それを見た目利きたちは、絵画における最も美しくて類い稀な作品であると語った。この祭壇画は、前述の君主からドイツの皇帝のもとに送られた」⁴⁸⁾と述べているし、さらにヴァザーリはその祭壇画の画題を「キリストの降誕」であると特定しているのであ

る⁴⁹⁾。しかも1493年12月のビアンカ・マリアの嫁入りの際には、ジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレディスが肖像画家として花嫁に随行し、それ加えて、彼女が持参した花嫁道具の中には、若い花嫁にはふさわしくないとグールドには思われた「マエスタ」（聖母子が王座に着き、その周囲に聖人たちが居並ぶ図像）の絵があった。したがって、グールドはこの「マエスタ」こそが、ルーヴル版「岩窟の聖母」をカモフラージュするための名前だったのではないかと直観したわけである。

だが、この説の場合は、次にその作品が再びドイツからフランスに移ったことを説明することが必要となる。グールドは、その35年後にマクシミリアンの孫娘で、カール五世の姉のエレオノーラが、フランソワ一世に嫁いだ際に、フランスに持参したのだらうと推測している。だが、この「岩窟の聖母」のフランス行きを証明ないし暗示するような史料は今のところ皆無であるし、ヴァザーリの特定した「キリストの降誕」という作品は現実に存在し、その後カール五世の所有となったこと（その後行方不明）が確認されている。それゆえ、グールドの言う1493年すり替え説は、根拠薄弱と思わざるをえないのである。

最後に、この「岩窟の聖母」がいつ頃信心会側に引渡されて、祭壇に飾られたのか、そしてそれはルーヴル版とロンドン版のどちらだったのかを推定して、この章を終えることにしよう。まずレオナルドは、1499年12月14日にフィレンツェのサンタ・マリア・ヌオーヴァ病院の銀行に宛てて600フィオーリーノを為替手形で送金した後に⁵⁰⁾、ミラノを脱出して、マントヴァ、ヴェネツィアを回って、フィレンツェに帰還した。彼が信心会のために描いていた祭壇画は、彼のミラノ出発直前まで彼のアトリエに残されていたはずである。というのは、彼とプレディス兄弟が信心会に要求していた400リラの加算額は、彼の制作した祭壇画の代金であり、それゆえ基本的にレオナルドの取り分であったからである。そして、彼の出発時にこの作品は共同請負人のジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレディスに委託される。その際に、2人の間で信心会との今後の交渉条件やお互いの取り分について話し合いがなされたことは間違いないが、その詳細はもちろん不明である。次いで、信心会への引渡しが行なわれ、金銭

面の不服からフランス王へのプレデイスの嘆願書が出され、1503年3月9日付でフランス王の返書が送られて来る。それに対する信心会側の異議申し立て(その内容については、次章で詳述する)の中で、信心会の代理人アンブロジーオ・デ・ガッフリーは、1503年6月23日に次のように証言している。「レオナルド親方とプレデイス兄弟は、前述の祭壇を現在見ることのできるような状態に制作して装飾し、その祭壇を今から数年前に (iam pluribus annis preteritis) 信心会長と会員たちに前述のような状態で引渡した」⁵⁹⁾

ここで言う「祭壇」(ancona)とは、祭壇画を含む祭壇全体を指していると思われるが、それを「現在見ることのできるような状態」で引渡したという証言は、1503年6月の段階ではすでに祭壇画が祭壇本体に収められて一般公開されていることを示唆するように思われる。しかもその引渡し時期が「今から数年前」とすると、おそらくは1500年か遅くて1501年のことではなかったろうか。

以上の推定をある程度傍証し補強してくれるのは、他の画家たちによる祭壇画の模写や部分的な図像の借用である。「岩窟の聖母」は図像学的観点からだけ見ても、きわめて革新的な作品であるから、もしそれが一般公開されれば、直ちに大きな反響が現れたはずである。だが、実に奇妙なことに、1483年に着手されたはずのこの作品は、1500年までの間ほとんど何の影響も与えていないのである。これは、レオナルドがこの作品を自分アトリエに仕舞い込んで、他人の目に触れさせなかったからであろうと思われる⁵²⁾。

その最も早い影響と思われるものは、ベルナルド・ゼナーレがカントゥのサン・フランチェスコ教会の聖母マリアの宿り信心会の礼拝堂のために制作した祭壇画であろう(マリブ、ポール・ゲティ美術館蔵、図4)。この作品をめぐる史料としては、1502年5月28日に画家ゼナーレと信心会代表の貴族フランチェスコ・デ・カルカノの間で交わされた金銭授受の承諾書が存在するだけである⁵³⁾。したがって、その契約と制作の開始は、もう少し早かったはずである。この作品は、「岩窟の聖母」からのさまざまな借用に満ちている。上方で跪いて歌う天使は、洗礼者聖ヨハネのポーズの模倣であり、腰を下ろして聖母を祝福する幼児キリストと、跪いて彼の背中を支える天使のポーズは、明らかにロ

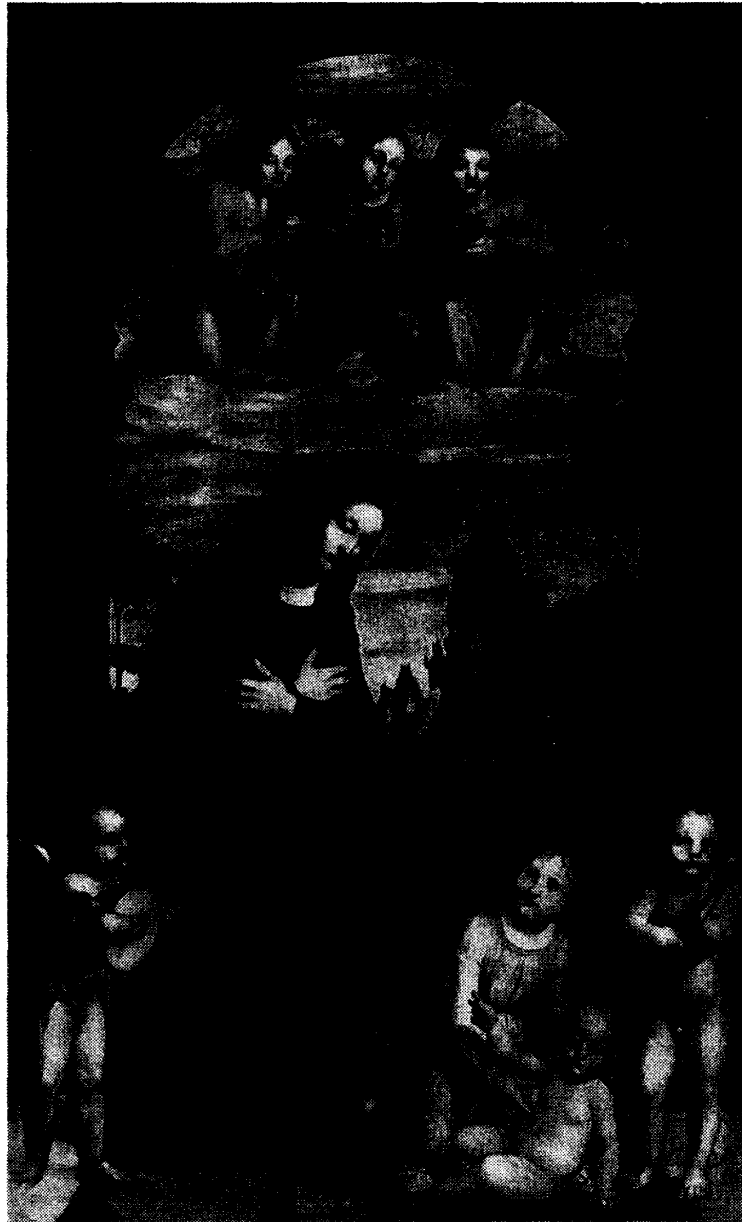


図 4

ンドン版の幼児キリストと天使からの借用である（ただし、両者は外転して、観者に対して正面を向いている）。さらに、背景の奇岩と岩窟と水の織りなす光景も、レオナルドの神秘的な背景に強く触発されたものである。両側のリュートとリラ・ダ・ブラッチョを演奏する2人のプットは、プレデイス兄弟の制作した両側パネルの演奏する天使像から想を得たのかもしれない。

第2の例は、アントニオ・ダ・モンツァの細密画「ペンテコステ」である（ウィーン、アルベルティーナ、no.17644、図5）。中央下のキリストのメダ



図 5

リオーネの両側で、跪いて合掌する裸の幼児たちは、洗礼者聖ヨハネからの借用であり、中央の場面の右端で、腰かけて祈る使徒のポーズは、明らかにロンドン版の天使から取られている。この上方のルネットには、教皇アレクサンデル六世の横顔が描かれていることから、この細密画は彼の在世中に、つまり1503年以前に描かれたものと推定されるのである。

以上の2作品が「岩窟の聖母」の最も初期の影響例であるが、これらはいずれも1502年かそれより少し前に置くことが可能であり、しかもそのいずれも明らかにロンドン版から取られている。ということは、この時期以前にプレディ

スから信心会に引渡され、ついにサン・フランチェスコ教会の礼拝堂の祭壇に嵌め込まれて一般公開された「岩窟の聖母」というのは、やはりルーヴル版ではなくて、ロンドン版であったと考えざるをえないのである。

第4章 信心会の異議申し立て

前章では、ミラノに一人残された祭壇の共同請負人で、レオナルドから祭壇画を預かり、信心会との交渉を任されたプレディスが、フランス王に宛てて嘆願書を提出したところまで話をした。ここでは、嘆願書に対する信心会の反応について述べることにしよう。

フランス王ルイ12世は、1503年3月9日の日付でミラノの法務官に次のような返事を送って来た。

「親愛なるわがミラノの法務官に挨拶を送る。ここに添付したミラノの画家ジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレディスの嘆願書を読み、その内容を熟慮した結果、その書状を貴殿に送付して、次のように命令する。嘆願書と聖母マリア信心会員たちの間で結ばれた合意について、その概略を調査し、両者間の合意事項に則って嘆願者たちに支払いをすること」⁵⁴⁾

このきわめて簡潔な王の指示からわかるのは、ミラノ公国の新たな支配者となったルイ12世は、契約を守る公正な法の守護者というイメージを被支配地の市民に植えつけようとしており、信心会と芸術家との紛争に付け入って当の作品を巻き上げるような不法行為はけっしてしなかったことである。いや、むしろこう言うべきであろう。フランス王は、スフォルツァ家やれそに味方した人々の財産なら、何でも合法的に奪い取る権利があったが、それ以外の領民に対してはいかなる不法行為も命じることができなかつたのである。その相手が信心会ならましてやそうである。信心会とは、死後の魂の救済を願う俗人たちの組織する宗教団体であるが、同時にそれはきわめて結束力の強い民間の社会団体としても機能していた。彼らは宗教行事や会員の相互扶助だけでなく、さまざまな慈善事業や社会福祉事業も活発に行なっていたのである。したがって、このように深く地域社会に根ざした宗教＝社会団体に対しては、いかに強大な

王権といえども、うかつに手出しはできなかつたはずであり、もし権力を笠に着て理不尽な要求をしたような場合には、住民全体の激しい反発を買うことを覚悟しなければならなかつたのである。それゆえ、フランス王は法を守らせること以外の命令はできなかつたであろうし、しかもルイ12世が「岩窟の聖母」をめぐる信心会と画家たちの争いに関与して命令を下したのは、この答書が最初で最後であつたことも忘れてはならない。

さて、嘆願書での要求を全面的に支持するかに見える王の答書を受け取つたブレディスは、1503年3月28日の夕刻に、ミラノのメルカンティ広場にあるプロレート・ヌオーヴォ裁判所に出頭し、裁判所長官（ポデスタ）のメルキオッレ・ペレーラ氏とその副官のバルデザーレ・デ・イーゾラ氏に対して、嘆願書の添付された王の答書の原本を提出して、その命令の執行を請求した。それに対して2人の裁判官は「恭しい態度で王の答書とそれに添付された嘆願書を受け取つて、それを声を出して読み上げた後、王の答書の指示に従つて正義を行ない、ミラノ公であるフランス王から委ねられたことを行なう旨を約束した。そして、王の答書と嘆願書で名前を挙げられた当事者ないしその代理人たちに対して、特定の日のあるべき時刻に裁判所長官とその副官の前に出頭するよう命じた」⁵⁵⁾

これに対して信心会側は1503年6月23日に信心会の代理人で監事のアンブロージオ・デ・ガッフリーを通じて、王の答書に対する異議申し立て（*exceptiones*）を行なつた。その論拠は、契約の当事者であるレオナルド・ダ・ヴィンチ親方のミラノ不在である。しかしそのためには、ミラノ市の法規集の規定に従つて、レオナルドの旧住居と法規集管理事務所へ足を運び、そこに居合わせた人々の前で通告するという形式的な手続きをする必要があつた。「信心会の代理人であるアンブロージオとその主要な会員たちが、将来にわたつていかなる過失、遅滞ないし懈怠の罪を科されることなく、また通告を受けるフィレンツェ人のレオナルド・ダ・ヴィンチ親方が、いかなる知らないし弁解を主張したり、いかなる点でも弁明したりできないようにするために、信心会の代理人アンブロージオは、ミラノ市の法規集の特権を利用し享受することを望

む」⁵⁶⁾

そのために彼は「フィレンツェ人レオナルド・ダ・ヴィンチ親方がいつも居住していた家に行った。それはポルタ・ロマーナ地区でサンタンドレーア・ア・ムーロ・ロット教区のアレンゴ [現在のパラッツォ・レアーレの広場を閉じていた建物で1778年に破壊された] である。そこはレオナルド親方が帰宅した時に住んでいた住居であるが、今は誰も住んでいず、住居は空であることが確認された。

次いで、アンブロージオはアレンゴに行き、レオナルド親方が帰宅した時に住んでいたいつもの住居の中に入り、アレンゴを往来する人々のうちで、そこに居合わせて聞いて理解することのできる人々を見出した。

次いで、ミラノ市のプロレート・ヌオーヴォ裁判所の階段を昇って、ミラノ市法規集管理事務所に行き、この事務所の公証人たちや階段を昇り降りする人々のうちで、そこに居合わせて聞いて理解することのできる人々を見出した。

以上のことすべては、そうするように規定したミラノ市の法規集の規定に則っている。そして、上で述べた [2つの] 同じ場所において、そこに居合わせて聞いて理解することのできる人々に向かって、特別の然るべき報告を行ない、その報告を適切に行なった後、信心会の監事で代理人のアンブロージオ・デ・ガッフィーリは、上述の [2つの] 場所において、レオナルド親方に対する通告を行なった。つまり、王の答書とそれに添付されたジョヴァンニ・アンブロージオ・デ・プレディスの嘆願書についての特別の然るべき報告をし、その王の答書とその提出後に提出された異議申し立てを提示したのである」⁵⁷⁾

こうして最後に、アンブロージオは同じ建物内の裁判所長官と副官の前に出頭して、「前述の通告の相手であるレオナルド親方と、その通告を法に基づいて受け取ることを望む他の人々のために、そのコピーを作成することを申し出た。そして、こうして作成されるコピーには、裁判所記録と上で述べた法規の詳細を記して、それを公証人である私 [バッティスタ・デ・カピターネイ] のもとに送付し、然るべき期間私のもとに保存しておいた後に、当事者に返却することにする」⁵⁸⁾

以上が信心会側の異議申し立ての詳細である。レオナルドの不在の確認や、その場所に「居合わせて聞いて理解することのできる人々」を前にしてのレオナルドに対する通告の読み上げなどの形式的な手続きは、なかなか興味深いものであるが、では信心会側はこの異議申し立てによって何を勝ち取ったのであろうか。それは、契約条項を遵守せよというプレデイスの訴えと、それを支持するフランス王の答書によって追い詰められた彼らが、窮余の一策として裁判当事者であるレオナルドの不在を言い立てて、その命令の執行を中断させたのである。したがって、これは勝利と言っても一時的な勝利にすぎず、レオナルドがミラノにやってくるや、1483年の契約書に基づいて、新たな査定委員会を作らねばならなくなるのである。そして、その時期は思ったよりも早くやってくる。しかもレオナルドがミラノに戻ってくる少し前には、すでに最終的な裁定が出ているはずである。

第5章 最終的な裁定

この訴訟の中断という小休止は、1506年かその少し前に終り、いよいよ最終的な結着に向けて動き出す。フランス王への嘆願書の提出以後の動きを、訴訟記録は次のように要約している。「信心会側とプレデイスの間に争いが生じ、両者の側から代理人を通じて、ミラノ公であるフランス王に嘆願書が提出された。そして、ミラノ法律家協会の両法 [=ローマ法と教会法] 博士であるベルナルディーノ・デ・ブスティ氏に対して委任がなされた。その委任の方法と形式に関しては、その委任状に詳細に記載されている」⁵⁹⁾

この委任状なるものも未発見のままであるが、この委任に至るまでの過程に、前章で述べた信心会の異議申し立てと訴訟中断期間が横たわっていることは言うまでもないであろう。この種の要約では、訴訟を進展させる要素は特筆されても、それを停滞させる要素は無視されるからである。ところで、このベルナルディーノ・デ・ブスティという人は、フランチェスコ会のオッセルヴァンツァ派に所属する修道士で、当時の聖母マリアの宿り問題に関しては、ミラノにおける無原罪派の最大の論客であり、聖母の宿りの祝日のための聖務日課書

とミサ書を作った人でもある。この大神学者がレオナルドの「岩窟の聖母」についてどのような見解を持っていたかは、大変興味をそそられる問題であるが、残念ながら彼は法律専門家としてこの事件に関わったのであるから、仮に委任状に関する彼の文書出て来たとしても、われわれの好奇心を満足させてもらえないかもしれない。

しかし、彼は委任された役目を立派に果たしたようである。彼の介入によって信心会側の態度が軟化し、事態は解決に向けて動き出したからである。つまり、信心会はレオナルドの不在という異議申し立てを取り下げて、彼なしでも契約条項に則って、3人の鑑定人を選んで査定させることに同意したのである。

「信心会長と会員たちの側からは、会員のチェーザレ・ダ・クレモーナ氏を、ジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレディス氏は、自分とレオナルド・ダ・ヴィンチと故エヴァンジェリスタの遺児の相続者 [レオナルド・デ・プレディス] の名前で、パオロ・デ・サンナザーリオ氏を選出し、アゴスティーノ・デ・フェラーリ師と一緒に祭壇画について裁定をすることになった」⁶⁰⁾

「さらに上述のアゴスティーノ師とチェーザレ氏とパオロ氏は、前述の祭壇《と板絵》を仔細に検分し、ある時は両方の側と同時に、またある時は別々に話し合い、さらにこの種の美術に通じた複数の人々とも話をし、さらには両方の側の言い分や見せたがっている点をすべて見かつ開いた」⁶¹⁾ (《》内の語句は行間への加筆である)

その結果、1506年4月4日の夕刻に、3人の鑑定人による「必行的令状」が出されることになり、当事者や証人たち全員が揃ったが、ここで小さなハプニングが起きる。どのような理由でかは知る由もないが、制作者側の鑑定人であったパオロ・デ・サンナザーリオ氏が欠席して、査定結果の宣告は延期となったのである⁶²⁾。

この一回の仕切り直しの後、ついに最終的な結着を迎える。1506年4月27日の夕刻、サン・フランチェスコ修道院の集会場において、契約時から実に23年振りに、契約条項に忠実に則って、3人の鑑定人による必行的令状が言い渡される。それによれば、まず祭壇画の現状確認において、驚くべき事実が明らか

にされる。「前述の祭壇画 (ancona) は引渡された時に完成しておらず、現在でも未完成のままである」。「さらにレオナルド親方は、これらの仕事を完成しないまま、今から数年前にミラノ市から立ち去ってしまった」。それゆえ、「レオナルド親方とジョヴァンニ・アンブロジーオは、栄光に満てる処女マリア像が描かれた前述の板絵《つまり祭壇画 (seu ancona)》を、今から2年間に入念かつ立派に完成させなければならない。しかも、レオナルド親方がこの期間内にミラノ市に来るような場合には、それをレオナルド親方の手で完成させること」⁶³⁾ (《》内の語句は行間への加筆である)

一方、信心会側の義務については、次のように述べられている。信心会長と会員たちは「ジョヴァンニ・アンブロジーオ氏と彼の共同請負人たちに対して、栄光に満てる処女マリアとその幼な子と洗礼者聖ヨハネの像が描かれた祭壇と板絵の残金として、200リラを信心会の財産から支払うこと。この支払いは、カゾラーテ地方にある信心会の不動産ないしは現金で、今後2年間に、すなわち毎年100リラずつ支払うこと」⁶⁴⁾

以上が、1506年の最終的な裁定の内容であるが、まず最も俗な話—だが、両方の側にとっては最も切実な話—である金銭問題から入ることにしよう。第3章で述べたように、画家たちの要求額は、祭壇装飾費が800リラ、祭壇画が400リラの合計1200リラであった。それに対して、信心会側が最終的に支払うことになった金額は、前渡し金が800リラ (ただしそこから金箔代立て替え分70リラを差し引くから、実際には730リラの手取り)、祭壇画引渡し時の仮払い金100リラ、そして最終裁定によって200リラで、合計1100リラである。つまり、当初の要求額よりも100リラ下回る回答が出たわけである。レオナルドとプレデイスがこの最終裁定額に不満であったのか、それとも妥当な線だと思ったかは、今となっては窺い知るすべはない。だが本当に重要な問題は、その総額ではなく、それをどのように3人で分配したかである。実はこの最終裁定の出る2ヶ月前に、ジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレデイスが、彼の同腹の兄弟ベルナルドとエヴァンジェリスタの遺児レオナルドとの間で互いに代理人の契約を結んだことがわかっている(1506年2月13日)。それによれば、

「ミラノのサン・フランチェスコ教会に設立された聖母マリアの宿り信心会の会長と会員たちから受け取ることのできるすべてのものに関して……総額684リラを、前述のベルナルドが342リラ、前述のレオナルドがそれと同額を」⁶⁵⁾を受け取る契約を交わしている（なぜベルナルドがお金を受け取ることになったのかは不明だが、要するにジョヴァンニ・アンブロジーオの取り分を貰うだけであって、3人分の要求をしているわけではないから、問題はない）。ところで、この各人342リラずつというのは、何を根拠に出て来た金額であろうか。これまでこの問題を解いた者はいないが、少しパズルの好きな人ならすぐに解ける問題である。先ず祭壇制作時の実際の前渡し金730リラを5で割って2：2：1に分配すると、292：292：146リラとなる。この最初の2つの数字にそれぞれ50リラを足してやると、342：342：146となるのである。つまり、祭壇の装飾の仕事に関しては、プレディス兄弟とレオナルドで2：2：1の割合で分配したのである（この比は、各人の装飾の仕事量を意味しているから、レオナルドも装飾の仕事に携わっていたことになる）。次に祭壇画の引渡し時にプレディスが貰った100リラは、第3章で触れておいたように、プレディス兄弟が自分たちの描いた両側の2人の天使像の費用として50リラずつ分配してしまったのである（以上の数字解釈によって、ナショナル・ギャラリー蔵の天使像は、ジョヴァンニ・アンブロジーオとエヴァンジェリスタが一点ずつ描いたことが確認できる。ただし、どちらがどの天使像を描いたのかは今後の課題である）。

次にレオナルドの取り分に移ろう。彼は祭壇装飾の仕事で146リラ、祭壇画も彼のものであるから、最終裁定額の200リラを受け取り、合計346リラ、つまりプレディス兄弟とほぼ同額となる。だが、レオナルドが実際にこの額を貰ったのかと言うと、残念ながらそうではなかったようなのである。前に見たように、レオナルドは祭壇画を未完成のまま残し、その後再びミラノに戻って来たが、実際にそれに手を入れて完成させたのは、どうもジョヴァンニ・アンブロジーオ・デ・プレディスの方であったようである。なぜなら、その後2回に分けて支払われる200リラについても、プレディスが自分の兄弟やレオナルドの代

理人として受け取っているからである。その配分方法については不明であるが、後に両者の間で争いが起き、仲裁人が指名されている所から見て、その配分方法が問題だったのであると思われる。

何はともあれ、信心会とレオナルドとプレデイス兄弟にとっては、これでようやく一件落着である。だが、レオナルド研究者にとっては、まさにここから問題が始まる。とりわけ最大の難問は、1503年のプレデイスの嘆願書や信心会の異議申し立ての文書で、祭壇画は完成されて引渡されたように述べられているのに、1506年の裁定文では、引渡し時からずっと未完成状態であったから、2年間で完成させよと命じられていることである。この明白な矛盾をどのように解釈したらよいのであろうか。オッティーノ・デラ・キエーザを始めとする多くの研究者たちは、この矛盾を解消するのは不可能だと考えて、1503年に両者の争いの的となっていたのは、すでに完成して一般公開されていたルーヴル版のことであり、しかもこの祭壇画に400リラの値を付けて購入しようと狙っていたのは、実はフランス王だったと解釈した。そして「われわれにまで伝わっていない1506年の判決文」において、プレデイスの主張がすべて通り、「争いの的となった板絵はレオナルドに返却され」、彼はそれに対する感謝の念や経済的その他の利益のために、例の有名な100ドゥカート [=400リラ] ないしそれ以上の値段で、その絵をフランス王に譲渡した。一方、信心会に対しては、まだ未完成の状態にあるロンドン版を代りに与えたのであり、信心会員たちは、それが完成した暁には、ルーヴル版の半分の値段である200リラを払うと約束したのであろう、と推測している⁶⁶⁾。

もしこれが真実なら、信心会は踏んだ蹴ったりで、何ともあわれな連中であるが、このオッティーノ説にはいくつかの致命的な欠点がある。第一に、もしプレデイス側が完全勝訴して作品を取り戻したとすれば、たとえその判決文がわれわれに伝わっていないとしても、その直後の合意文書の中でそのことが要約して触れられていないことはありえない。これまで何度も見て来たように、合意文書や裁定文書には、かならず契約以来の過程が要約して報告されているのであるから、これほど重大な法的措置が無視されることは絶対にありえない

のである。また研究者の中には、超法規的措置や法律違反（強制的な押収や詐欺）によって祭壇画が信心会から奪われたと想像する者もいる⁶⁷⁾が、前章で述べたように、もしそのようなことが起こったとすれば、逆に訴訟記録は言うに及ばず、その他さまざまな史料にそのような不法行為に対する激しい反応が現れたはずである。それゆえ、この種の説を軽々しく唱える者は、歴史資料や当時の社会的現実を踏まえずに、たんなる空想を弄んでいると批判されても仕方がないであろう。

だが、何よりも強力なオッティマーノ説への反証は、1506年の裁定文中の「レオナルド親方は、これらの仕事を完成しないまま、今から数年前にミラノ市から立ち去った」という証言であろう。つまり、問題の絵が1499年の段階で未完成のまま放置されていたことは、動かしようのない事実なのである。こうして1503年の証言と1506年の証言の矛盾が問題になるが、これは証言のなされた立場とその目的の違いを考慮に入れれば、ある程度解決できるように思われる。まず1503年のフランス王への嘆願書では、「実際プレデイスたちの側からすれば」(Verum ex parte dictorum de Prederiis) 作品は完成していると述べられている。だが、だからと言って、信心会の側でも同じようにな評価をしていたとは断定できないのである。またプレデイスが作品の「完成」を2度も強調していること (opus perfectum est; qui opus perfecit) は、お金を支払ってもらおうとしている者の立場からすれば当然であり、たとえ画中に未完成な箇所が認められるとしても、完成と言っておいた方が得だという計算が働いていると考えられる。

一方、信心会の代理人ガッフリーの1503年の異議申し立て文中での証言は、実は絵が未完成かどうかについての証言ではなく、公証人の前で行なった、祭壇画の引渡しについての事実認否の証言にすぎないのである。その全文を掲載しよう。「前述のレオナルド親方とプレデイス兄弟は、前述の祭壇画を現在見ることのできるような状態に制作して装飾し、その祭壇画を今から数年前に信心会長と会員たちに、前述のような状態のままで引渡した。以上のことは信心会の代理人アンブロジーオ氏が、この文書の作成者である公証人の私[バッティ

スタ・デ・カッターネイ]の求めに応じて、ただ今証言した」⁶⁸⁾

この証言をよく読めば、ガッフリーは、祭壇画が信心会側に引き渡され、祭壇に収められて一般公開されているという事実を証言しているだけであって、祭壇画に未完成の箇所があるか否かについて述べてはいないことがわかる。それゆえ、1503年の2人の証言は、絵の未完成と矛盾するものではないのである。

一方、1506年の時点での信心会の立場に身を置いてみよう。結局はお金を支払わなければならなくなった彼らにしてみれば、たとえ一応完成の域に達している絵だとしても、さらに細部に手を入れて、より完成度の高い作品にしてほしいと思うのは、人情から言って当然のことではなかろうか。それゆえ、プレデイスには作品の完成を強調し、信心会にはその未完成を強調する方が自分にとって好都合だという事情があったのである。ということは、問題の祭壇画が、完成とも未完成とも判断できるような状態にあったことを示すものではなかろうか。つまり、全体のトーンは仕上がっているが、細部をよく見ると、未完成の箇所がいくつも残っているような状態の絵、あえて言うならば、ロンドン版の「岩窟の聖母」をもう少し未完成の段階にまで引き戻したような状態の絵である（周知のように、ロンドン版の右下の領域—天使の翼や左手や足もとの岩の部分—には、いまだ未完成な箇所が残っている）。

こうして、ようやくわれわれは「岩窟の聖母」事件の最初の大きな山場に到達した。1483年にレオナルドが着手した祭壇画は、25年の長きにわたって信心会と画家たちの間で激しい争奪の的となり続けたが、その争いの動機はストレートにお金の問題に還元できるのであって、芸術的価値観とか愛着とか所有欲などのややこしい個人的動機が問題になることはなかった。しかも、これまで検討して来たすべての訴訟記録は、たった一つのきわめて単純な事実を指し示している。それはすなわち、レオナルドが信心会のために制作した祭壇画は、つねに同一の作品であり続け、25年に及ぶ争奪戦の間に、すり替えや押収などのような推理小説めいた事件は起こらなかったことである。1490年代前半のロドヴィーコ宛ての嘆願書で、レオナルドとプレデイスが自分たちの所に「残せ」と要求した祭壇画は、1503年のフランス王宛ての嘆願書で、プレデイスが自分

たちに「返せ」と要求した「完成した」祭壇画と同一の作品であり、さらに1506年の裁定文で「未完成」を指摘された祭壇画も、それと同一の作品である。そのアリバイを崩そうとしたグールド説も、オッティマーノ・デラ・キエーザ説も、逆に史料によって自分の足元を掘り崩されたのである。この後、問題の祭壇画は、とりわけベストから人々を守るあらたかな靈験を発揮したために、多くの人々の崇敬を集め、1576年にはもっと大きな礼拝堂に移されるという榮譽を受けた⁶⁹⁾。その後1781年に至って、聖母マリアの宿り信心会が廃止され、その資産がサンタ・カテリーナ・アラ・ルオータ病院に引き継がれると、その作品の散佚が始まり、問題の祭壇画は1785年にイギリス人画家ギャビン・ハミルトンに1582リラで売却されて、その後すぐに英国に渡り、その一年後にはランスドーン卿に転売される。ついで1817年頃にはサフォーク伯の手に渡って、ついに1880年にロンドンのナショナル・ギャラリーに9000ギニーで買い上げられ、今日に至っているのである⁷⁰⁾。つまり、レオナルドが1483年に着手した祭壇画と現在のロンドン版「岩窟の聖母」は、一本の太い糸でつながっており、その間にはいかなる切れ目も見出せないということである。

こうして、ロンドン版の来歴については、一応の結着を見たことになるが、だからと言って「岩窟の聖母」事件が解決したわけではない。むしろこれによって謎はかえって深まったのである。というのは、これまですり替え説によって曲がりなりにも保証されてきたルーヴル版とロンドン版の関連が完全に絶ち切られ、ルーヴル版は歴史的背景から切り離されて宙に浮いてしまったからである。あらゆる意味で比類ないこの作品は、1625年にカッシアーノ・ダル・ポッツォがフォンテンブロー宮で見たと報告するまで、いかなる記録にも登場することがなかったのであるが、それは一体いつ誰のために制作され、1483年に着手されたロンドン版とはどのような関係にあるのだろうか。しかし、残念ながら時間が尽きたので、この後半の問題については別の機会に論じることにしよう⁷¹⁾。

注

- 1) 本論の主題は、筆者が1992年から93年にかけて『學鐙』に連載した読み物「ミラノ時代のレオナルド」(1~14)においてすでに簡単なスケッチがなされている。とりわけ「《岩窟の聖母》の契約書」(4)、「2つの《岩窟の聖母》の謎」(5)、「《岩窟の聖母》の代わりにあったもの」(6)は、いくつかの点で本論のアイデアを先取りしている。だが、この連載の執筆時に筆者が利用しえた史料は、G.Uzielli, *Ricerche intorno a Leonardo da Vinci*, Firenze 1872 ; G.Biscaro, *La commissione della "Vergine delle Rocce" a Leonardo da Vinci*, in *Archivio Storico Lombardo*, Anno xxxvii (1910) , Fasc.xxv, pp.125-161 ; L.Beltrami, *Documenti e memorie riguardanti la vita e le opere di Leonardo da Vinci*, Milano 1919 ; A.De Rinaldis, *Storia dell'Opera Pittorica di Leonardo da Vinci*, 1926 ; G.Sironi, *Nuovi documenti riguardanti la «Vergine delle Rocce» di Leonardo da Vinci*, Firenze 1981だけであり、「岩窟の聖母」事件に関するきわめて正確な史料集を含むH.Glasser, *Artists' Contracts of the Early Renaissance*, New York & London, 1977を見ることができなかった。そのために残念ながら数多くの誤解が生じている。とりわけ当時筆者が主に利用したL.Beltramiの資料集は、もはや時代遅れで、今日の研究者にとっては有害でさえあると思う。

また、本論と関連する拙論としては、「レオナルドの手稿から見た絵画作品—2点の「岩窟の聖母」の制作時期についての一試論」、『日伊文化研究』32, 1994, pp.127-146 ; 「2点の「岩窟の聖母」の図像とその注文者についての一考察」、『イタリア学会誌』44, 1994, pp.122-152 ; 「アヤメと髪と水流と—植物表現の分析によるルーヴルの「岩窟の聖母」の制作年代推定の試み—」、『京都大学文学部研究紀要』34, 1995, pp.151-198 ; 「「岩窟の聖母」の図像の神学的解釈序説—ロンドンの聖母は無原罪の宿りを表現しているのか否かをめぐって—」、『イタリア学会誌』45, 1995, pp.25-52がある。

- 2) P.L. De Vecchi, *Il «caso» della «Vergine delle Rocce» alla luce dei documenti recentemente ritrovati*, in G. Sironi, *Nuovi documenti riguardanti la «Vergine delle Rocce» di Leonardo da Vinci*. Firenze 1981, p.5.
- 3) C.Gould, *Leonardo the artist and the non-artist*, Boston 1975, pp.85-87 ; M.Kemp, *Leonardo da Vinci. The marvellous Works of Nature and Man*, Cambridge 1981, p.94.
- 4) A.Ottino Della Chiesa, *L'opera completa di Leonardo pittore*, Milano 1967, pp.94-95 ; G.Castelfranco, *Studi vinciani*, Roma 1966, pp.210-212 ; P.L.De Vecchi, *op.cit.*, p.54.
- 5) H.Glasser, *op.cit.*, pp.261-270.
- 6) M.Davies, *The Earlier Italian Schools. National Gallery Catalogues*, London 1961, pp.261-281 ; K.Clark, *Leonardo da Vinci. An account of his development as an artist*, London 1959, pp.49-53.
- 7) 岡田温司「レオナルド「岩窟の聖母」再考」、『京都大学文学部美学美術史学研究室研究紀要』5, 1984, pp.44-74 ; P.C.Marani, *Una 'Vergine delle Rocce' dimenticata*, in *Leonardeschi a Milano. Fortuna e collezionismo*, Milano 1991, pp.58-59, 70 nota 40.

- 8) 要領を得た解説書としては、C.Mariotti, *L'Immacolata Concezione di Maria ed i francescani*, Quaracchi 1904 ; T.Lombardi, *Storia del Francescanesimo*, Padova 1980.
- 9) 基本文献としては、C.Sericoli, *Immaculata B.M.Virginis Conceptio iuxta Xysti IV constitutiones*, Sibenici-Romae 1945 ; id., *De Praecipuis Sedis Apostolicae documentis in favorem Immaculatae B.M.V. Conceptionis editis*, in *Antonianum*, Annus XXIX, 1954, pp.373-408.
- 10) V.Bandello, *Libellus recollectorius auctoritatum de veritate Conceptionis*, Milano 1475.
- 11) G.Biscaro, *op.cit.*, pp.156-158: "...Cum hoc sit quod de anno eiusdem millesimo quadragesimo septuagesimo quinto in quadragesima ipsius anni, predicante verbum Dei Venerabili sacre theologie magistro domino fratre Stephano de Olegio ordinis fratrum minorum Sancti Francisci in ipsius ecclesia Mediolani qui admodum iuvabat inducere populum confluentem ad eius praedicationes in devotione gloriosissime genitricis Virginis Marie, proposuit ut fabricaretur una pulcherrima capella ad honorem prelibate gloriosissime Virginis sub titulo et vocabulo conceptionis eiusdem, et ut completeretur et melius perficeretur dicta capella, proposuit ut erigeretur scolla conceptionis in qua scriberentur omnes qui in dicta devotione esse et intrare vellent, et item statim erecta fuit scolla que intitulata fuit scolla conceptionis domine sancte Marie, in qua confluerunt multe et multe persone utriusque sexus et de nobilioribus et dignioribus, quorum scollarium oppera mediante incepta fuit constructio et fabricatio dicte capelle in dicta ecclesia sancti Francisci Mediolani..."
- 12) G.Biscaro, *op.cit.*, pp.158-159 ; H.Glasser, *op.cit.*, p.313-319.
- 13) H.Glasser, *op.cit.*, *ibid.*: "...et ulteriora alia ornamenta prout videbitur infrascripto domino fratri Augustino...Quem ex tunc per presentes elligerunt... in amicum comunem..."
- 14) H.Glasser, *op.cit.*, *ibid.*: "...dare et solvere predictis magistris pro dicto opere ducatos centum seu libras quatuorcentum imperialium bone monete Mediolani currentis et omne et totum id quod declarabitur per prefatum dominum fratrem Augustinum amicum comunem ut supra..."
- 15) G.Biscaro, *op.cit.*, p.140.
- 16) H.Glasser, *op.cit.*, pp.318-324: "Primo, quod prefati domini prior et scolares, suis et dictis nominibus, teneantur et debeant ac obligati sint dare et tradere et ex nunc dederunt et tradiderunt et dant et tradunt dicto Magistro Iacobo de Maynis ibi presenti et acceptanti anchonam construendam et fabricandam pro altare dicte capelle Conceptionis Beate Virginis Marie, iusta designa que dabuntur per dictum Magistrum (*sic*) Iacobum Priorem et dominos Iacobum de Petrasancta et Filippum de Lanfranconibus et Dominum presbiterum Michelem de Micheliis amicos comunes ellectos per et inter dictas partes, suis et dictis nominibus." (文中のMagistrumをDominumの誤記と解釈した)
- 17) H.Glasser, *ibid.*: "...et pro extimatione pretii dicte anchone, ex nunc eligerunt et eligunt, videlicet pro parte dictorum dominorum prioris et scholarium dicte scole, illum civem quem prefatis dominis Priori et scholaribus dicte scole videbitur, et dictus Magister

Iacobus elegit et eligit ex nunc Magistrum Iohannem Antonium de Homodeis qui una cum eligendo pro parte dictorum domini prioris et Scolariū dicte scole habeat extimare et declarare de omni et toto eo quod dictus Magister Iacobus habere debeat occasione fabricationis et constructionis dicte anchone et ulterius de laudatione dicte anchone...Et ulterius, in casu quo illi amici eligendi (*sic*) pro parte prefatorum dominorum prioris et scolarium dicte scole, et dictus Magister Iohannes Antonius de Homodeis amici electi (*sic*) ut supra, non essent concordēs in declaratione tam de pretio dicte anchone quam de conlaudatione, ex nunc dicte partes suis et dictis nominibus eligerunt et eligunt dictum dominum Iacobum de Vasculis priorem dicte scole, qui interveniat paterne ad declarandum una cum alio cum quo non poterit consentire se (?) tam de pretio quam de conlaudatione dicte anchone ut supra ut supra...”

- 18) H.Glasser, *ibid.*: “...Et si dicta anchona non fuerit ad laudem prefatorum dominorum prioris et scolarium dicte capelle, et tunc et eo casu prefatus Magister Iacobus teneatur et debeat ac obligatus sit ipsam anchonam refficere suis propriis sumptibus et expensis, et eam dare et consignare prefatis dominis priori et scolaribus dicte scole fornitam et bene fabrichatam hinc ad festum Sancti Michaelis proxime futurum.”
- 19) H.Glasser, *ibid.*: “...dictus Magister Iacobus de Maynis contentus et confessus fuit et confitetur ac recepisse et habuisse et quod recepit et habuit a prefatis dominis priore et scolaribus dicte scole liberas octuoginta septem et soldos decem imperialium bone monete Mediolani...Item quod dicti domini prior et scolares dicte scole teneantur et obligati sint et ex nunc dederunt et tradiderunt de presenti libras sexaginta duas et soldos decem imperialium quas confessus fuit recepisse et habuisse pro parte solutionis dicte anchone fabrichande ut supra. Residuum vero dicti opperis dicte anchone quod prefati domini prior et scolares dicte scole teneantur et debeant dare et tradere totum illud quod terminabitur per dictum dominum priorem dicte scole et dictos magistros definiendos (?) amicos comunes ut supra hinc ad festum Sancti Iohannis Baptiste proxime futurum, residuum dicti opperis finita dicta anchona...”
- 20) H.Glasser, *ibid.*: “...numeratis et computatis libris quadraginta sex vel circa, que alias date fuerunt per texaurarium dicte scole magistro Petro de Bussero pro parte solutionis fabricationis dicte anchone, et quos denarios dictus magister Iacobus promixit et promittit computare prefatis dominis priori et scolaribus dicte scole in pretio et extimatione dicte anchone, hoc tamen adito et monito quod prefati domini prior et scolares dicte scole teneantur et obligati sint prestare omne auxilium, iuvare et favere dicto Magistro Iacobo pro consequutione dictorum danariorum ut supra et dicto Magistro Petro datorum per dictum texaurarium, salvo quod si dictus Magister Petrus fabrichaverit aliquid de dicto oppere dicte anchone, quod dictus Magister Iacobus teneatur dictum talle oppus accipere et a dicto magistro Petro computare et satisfacere pro dicto opere prout declaranda fuerit dicta extimatio dicti operis fabrichati ut supra. Et si dictus Iacobus non poterit consequi dictos denarios a dicto magistro Petro vel

- opus factum ut supra, quod tamen prefati domini prior et scolares dicte scole non teneantur ad aliquid versus dictum Magistrum Iacobum de Maynis, et quod omnes expense que fient pro consequationes (*sic*) dictorum denariorum datorum ut supra, prout vel dicti denarii quod dicta talis expensa solvatur et solvi debeat per dictos dominos priorem et scolares dicte scole et non per dictum Magistrum Iacobum.”
- 21) H.Glasser, *op.cit.*, pp.224-225.
- 22) H.Glasser, *op.cit.*, pp.326-327: “Sese compromisserunt preceptis et declarationibus spectabilis dominorum (*sic*) Iohannis Antonii de Sancto Angelo prioris ut supra, et dominorum Iohannis Antonii de Brena, Iohannis de Cuxano et Iohannis de Nave, arbitratorum etc. (...) habito (?) respectu lignaminis quod putabatur requirere ad (...) ex predictis libras septem centum decem de quibus debeat detrahi libras CCCCLXXX...”
- 23) H.Glasser, *ibid.*: “...ita quod dictus Magister Iacobus teneatur et obligatus sit in dicto opere tradere et consignare asidem illam que vadit ante imaginem beatissime Virginis Marie ad modum incastri suis propriis expensis, et que asides computentur in dicto precio ut supra declarato, hinc ad menses VI proxime futuros.”
- 24) H.Glasser, *op.cit.*, pp.328-348 ; G.Sironi, in *Zenale e Leonardo*, pp.67-69 ; G.Biscaro, *op.cit.*, pp.149-155 (GlasserとSironiの翻刻文は、水の被害を受けて読めない部分がある証書の原本に基づいているのに対し、Biscaroは完全に読めるが表現が簡略化されたJupiter Copyから翻刻している。ここでは前二者を参照しながら、Biscaroを利用することにす) : “...et illud plus a dictis libris octocentum imperialium quod declarabitur per Venerabilem dominum fratrem Augustinum de Ferrariis ex dominis fratribus dicti monasterii Sancti Francisci Mediolani et duos de scholaribus dicte scole qui eligantur per dictas partes post fabricationem dicte anchone, et quam anchonam predicti magister Leonardus et dicti fratres de Prederiis in solidum ut supra teneantur et debeant ac obligati sint facere et manutenere valoris et extimationis dictarum librarum octocentum imperialium et melius laudatam per annos decem et proxime futuros ad minus.”
- 25) G.Biscaro, *ibid.*: “Item pacto speciali apposito quod si accidet predictum magistrum Leonardum recedere a presenti civitate Mediolani ante fabricationem dicte ancone, quod sit in ellectione dictorum dominorum prioris et scolarium dicte scole, dare et tradere dictam anconam ad fabricandum aliis personis prout eis melius videbitur, absque eo quod dicti domini prior et scolares dicte scole teneantur et debeant ac cogi et artari possint ad aliquid versus dictum magistrum Leonardum nisi ad ratam et pro rata illius operis quod reperietur fabricatum per dictum magistrum Leonardum.”
- 26) H.Glasser, *op.cit.*, p.340 ; G.Sironi, *op.cit.*, p.68: “...et dominus magister Leonardus de Vintiis filius domini Petri florentinus [*cancellato*: habitator in civitate Mediolani] pro una alia...”
- 27) 注28の「金箔押し以外の仕事は、彼らの住んでいる家でもよい」という表現は、ブレディス兄弟の住居を兼ねた工房にレオナルドもいたことを暗示しているようである。当時ブレディス兄弟は、Porta Vercellina, Parochie sancte Vincentii in prato intus

に住んでいた。

- 28) G.Biscaro, *ibid.*: "Item pacto speciali apposito ut supra quod dicti magister Leonardus et predicti fratres de Prederiis teneantur et debeant ac obligati sint accipere aurum pro fabricatione dicte ancone a prefatis dominis priore et scholaribus dicte scolle ad computum librarum trium et soldorum decem imperialium pro quolibet centenaro auri... Item quod respectu dicti auri ponendi in oppere quod dicti magister Leonardus et de Prederiis teneantur et debeant ponere in laborerio in dicto monasterio Sancti Francisci Mediolani et non alibi, respectu vero reliquorum possint et valeant laborare et laborari facere ad eorum domus habitationis ubi voluerint et sibi melius placuerit."
- 29) G.Biscaro, *ibid.*: "...quo tempore durante prefati domini prior et scolares dicte scolle teneantur et debeant dare et tradere seu dari et tradi facere aurum de mense in mensem prout accidet laborare quod quidem precium auri computetur et computare debeat in precio dictarum librarum octocentum imperialium."
- 30) 1 lira = 20 soldiであるから, $70 \text{ lire} \div 3 \text{ lire } 10 \text{ soldi} (= 3.5 \text{ lire}) = 20$ である。100 grani = 6.48 gramゆえに, 金の重さは $6.48 \times 20 = 129.6 \text{ g}$ となる。
- 31) G.Biscaro, *ibid.*: "Lista de li hornamenti se anno a fare a lancona de la conceptione de la gloriosa Vergine Maria posta ne la ghesia de sancto francesco in Milano.
P° vollemo che tuta lancona Videlicet li capitolli de intaglie con li figure excepto li volti ognia cossa sia posto a oro fino de pretio de libre iii s.x per centenaro.
2) Item la nostra dona nel mezo sia la vesta de sopra brocato doro azurlo tramarino.
3) Item la camora brocato doro de lacha fina in cremesi a olio.
4) Item la fodera de la vesta brocato doro verde a olio.
5) Item li zarafini poste de senaprio scraffiati.
6) Item lo deo padre la vesta de sopra brocato doro azurlo tramarino.
7) Item li angolli sieno hornati sopraoro li camesi internisati in la fogia grecha a olio.
8) Item le montagne e sassi lauorati a olio divisati de piu collori.
9) Item li quadri vodi sieno angolli iiii per parte differentiati de luno quadro e laltro videlicet uno quadro che canteno et laltro che soneno.
10) Item in tucto li altri capitolli doue sia la nostra dona sia ornata come qlla de mezo et li altre figure grege hornati de diversi colori a la foga grega o moderna che sieno in tucta perfetione cossi li caxamenti montagne suficte piani de dicti capitolli et ognia cossa facta ad olio et de reconzare lintagli che non stieno bene.
11) Item le sibillie hornati li canpi facte ad vna cuba in forma de caxamento e li figure le veste differentiati luna de laltra tucte facte ad olio.
12) Item li cornixioni pilastrati capitelli et ognia intaglio posto doro come e dicto de sopra senza alchuno collore nel mezo.
13) Item la tauolla de mezo facta depenta in piano la nostra dona con lo suo fiollo e li angolli facta a olio in tucta perfetione con qlli doy profecti vanno depenti piani con li colori fini come e dicto de sopra.

- 14) Item la bancheta hornata come li altri capitolli de intorno.
- 15) Item tucti li volti e le mane ganbe che sonno nude sieno colorite a olio in tucta perfetione.
- 16) Item e logo doue e lo putino sia messo doro lauorato in guisa de gradiza”

用語については、F.Angiolini, *Vocabolario milanese italiano*, Milano 1897; F.Baldinucci, *Vocabolario Toscano dell'Arte del Disegno*, Firenze 1681を見よ。主要な用語について解説する：

ghesia= chiesa (dial.mi.) / azurlo tramarino=il più bello fra tutti gli azzurri; si fa di pietra detta Lapislazzulo/ lacha fina= una sorte di colore per dipingere a olio, che fa un rosso scuro meraviglioso: cavasi questo artificiosamente dai panni chermisi con allume di rocca/ senaprio= sinopia/ angolli= ang*⟨i⟩*oli= angeli (dial.mi.) / comesi= camici (dial.mi.): veste lunga di pannolino bianco/ internisati= ?/ cuba= cupola/ fiollo= figlio (dial.mi.) / banchetta= predella/ gradiza= graticcio (dial.mi.)

- 32) 拙論「「岩窟の聖母」の図像の神学的解釈序説」『イタリア学会誌』45, pp.35-41.
- 33) F.Malaguzzi Valeri, *La corte di Lodovuco il Moro*, Milano 1913-23; P.V.De Vecchi, *op.cit.*, p.46.
- 34) H.Glasser, *op.cit.*, pp.228-234.
- 35) F.Venturoli, *Del Maino*, in *Dizionario Biografico degli Italiani*, vol.38, 1990, pp.103-104.
- 36) G.Sironi, *op.cit.*, pp.23-25: “...ipsi scolares teneantur et debeant cum effectu deponere dictam imaginem in una camera conventus dicte ecclesie Sancti Francisci aut in una capella dicte ecclesie et eam ibi dimittere saltem per quattuor mensis ad finem et effectum ut ipse dominus Leonardus una cum suis possit retrahere et seu transumere dictam imaginem intra dictum tempus, ita tamen quod diebus solemnibus possit reponi ad locum suum et deinde reportari ad dictam cameram seu capellam, ita quod expensa ellevandi dictam imaginema a loco suo et eam reportandi ad dictum locum solvatur per dictum dominum Iohannem Ambrosium.”
- 37) G.Sironi, *op.cit.*, p.19: “Item lego et iudicho Schole Conceptionis Sancti Francisci Mediolani colanam unam auream factam ad literas smaltatas de nigro et cum perlis xiiii, prout habeo et quam volo quod ponatur ad cholum illius figure fiende ad laudem Virginis domine Sancte Marie in dicta ecclesia Sancti Francisci et ad chapelam Conceptionis...”
- 38) G.Sironi, *op.cit.*, p.20: “...collanam unam a floribus XIII auri masitii fini cum perlis XIII incorporatis cum ipsis floribus videlicet que tenent seu cingunt unum florem cum alio et sic alium cum alio et cum certis litteris inter unum et alium florem, et hoc pro tenendo et quam ipsi scollares tenere debeant ad collum figure domine Sancte Marie dicte capelle dicte scolle.”
- 39) G.Sironi, *op.cit.*, p.17.
- 40) H.Glasser, *op.cit.*, pp.260-261. 1489年9月7日, Hercules de Mayno氏は遺言で, サン・フランチェスコ教会の聖母の宿り礼拝堂でミサを一回挙げて貰うことを条件に寄付を

している。

41) G.Biscaro, *op.cit.*, pp.137-138.

42) G.Biscaro, *op.cit.*, pp.155-156; H.Glasser, *op.cit.*, pp.344-346: "Illustrissimo et Excellentissimo Signore. Alias li vostri fidelissimi servidori Johanne Ambrosio preda et leonardo de vinci florentino se conventeno cum li scolari de la conceptione de sancto francesco de Milano, de farli una ancona de figure de relevo misa tuta de oro fino et uno quadro de una nostra dona depinta a olio et dui quadri cum dui angeli grandi depinti similiter a olio, cum hoc che dovesseno eligere ala extimatione de dicte opere dui de dicti scolari et lo patre frate Augustino per lo tertio, et facta dicta extimatione, et montando dicte opere piu de octocento libre de imperiali quale sono andate in spexe che dicti scolari fusseno obligati satisfacere ali dicti supplicanti del suprapiu da dicte libre octocento supra secundo sarebe declarato per dicti tri. Et non obstante che dicte due opere siano de valore de ducati CCC, como apare per una lista de dicti supplicanti data a dicti scolari, et che dicti supplicanti habino instato cum li dicti commissarii vogliano fare la dicta extimatione cum lo suo sacramento, attamen non la voleno fare nisi de equitate volendo loro extimare la dicta nostra dona facta a olio per lo dicto florentino solum ducati XXV, licet sia de valore de ducati cento como apare per una lista de essi supplicanti et lo quale pretio de ducati cento hano trovato da persone quale hano voluto comprare dicta nostra dona: ex quo sono astricti havere ricorso da V.S.

Supplicando humilmente ala prelibata V.S. che premissis attentis, et che dicti scolari non sono in talibus experti, et quod cechus non iudicat de colore, se dignia provedere senza piu dilatione de tempo aut che dicti tri commissarii fazano secundo lo suo sacramento la extimatione de dicte due opere, aut che siano electi dui extimatori in talibus experti, videlicet uno per parte, quali habino ad extimare dicte due opere, et che secundo la dicta extimatione sia statim per dicti scolari satisfacto ali dicti supplicanti aut che essi scolari lassano ali dicti exponenti dicta nostra dona facta a olio, consciderato che solum la dicta ancona da relevo monta le dicte libre octocento imperiali quale hano dicti supplicanti, le quale sono andate in spexa ut supra, como e justo et conveniente et credeno sia mente de V.Signoria a la quale se recomandano."

43) H.Glasser, *op.cit.*, pp.373-380: "Cumque dicti domini fratres de Prederiis, suis et nomine dicti magistri Leonardi etc., receperint a suprascriptis dominis priore et scholaribus etc., libras septemcentum triginta imperialium occasione et seu pro parte solutionis predictorum (*sic*) ancone et ut supra, prout latius apparet per instrumentum confessionis superinde confectum, rogatum per Petrum de Regiis notarium Mediolani. die (..)"

44) H.Glasser, *ibid.*: "Cumque etiam dicti de Prederiis seu alter eorum in alia parte receperint a dictis dominis Priore et scholaribus seu agenti pro eis alias libras centum imperialium pro et occasione solutionis predicte ancone et tabule prout ad libros prefate scole apparet."

45) H.Glasser, *ibid.*: "Cumque etiam sit quod occasione predictorum etc. versus sit lis et

contentis (*sic*) per et inter dominos priorem et scolares dicte Scole ex una, et dictum dominum Iohannem Ambrosium de Prederiis ex una alia, occasione predictae ancone etc. ac numerationis seu solutionis predictorum danariorum ut supra, et etiam abinde dependentium etc., et proinde etiam supplicatum fuerit Serenissimo regi Francis et duci Mediolani etc. per utranque partem seu agentem pro eis, et facta fuerit commissio spectabili iuris utriusque doctori domino Bernardino de Busti de Collegio dominorum iurisperitorum Mediolani per modum et formam prout latius in ea commissione continetur.”

- 46) H.Glasser, *op.cit.*, pp.348-359: “Serenissime Rex. Usque de anno 1483 inita fuerunt pacta inter dominos scolares Scole Sancte Marie Conceptionis in ecclesia Sancti Francisci Mediolani ex una, et Evangelistam et Io.Ambrosium de Prederiis et Leonardum de Vinziis florentinum ex altera, continentia quod dicti de Prederiis teneantur fabricare et ornare anchonam ad altare prefate conceptionis iusta listam in instrumento dictorum pactorum insertam, in qua inter cetera continetur quod tenerentur facere imaginem Beatissime Virginis in tabula lignea plana depinta ad oleum cum omnimoda perfectione, et quod pro predictis continentiis prefati domini scolares teneantur pro pretio et merchato et mercede numerare predictis de Prederiis et magistro Leonardo libras octocentum imperialium et illud plus quod declaratum foret per dominum fratrem Augustinum de Ferrariis professum in dicta ecclesia Sancti Francisci ac duos arbitros eligendos ex dictis scolaribus...Verum ex parte dictorum de Prederiis opus perfectum est, nec superest nisi ut ab arbitros eligendos id ipsum extimetur et post modum iusta conventa fiat satisfactio ipsis operariis. Sed licet pluries hoc ipsum requixerunt ipsi de Prederiis videlicet ut opus exstimaretur ad effectum ut satisfactionem recipere possent, atamen numquam potuerunt dictos scolares inducere et (*sic*) conventa servare, quia imo quantum respectu tabule de qua supra, reperto emptore sublata est omnis difficultas extimationis cum imo cautum sit etc. tantum valet quantum vendi possit atamen adhuc negarunt alternatum facere vel pretium solvere vel tabulam pictori reddere exstimantes ipsi, premii (?) esse mercedem mercenarii dive Virginis vacare ex equidem (*sic*) iniquam et ab omni honestate alienum est. Qua propter supplicat Regiam Maiestatem Vestram idem Io.Ambrosius ad predicta (*sic*) in solidum obligatus et qui opus perfecit ut supra, quibus dignetur ad se evocari facere dictos scolares sive eorum priorem et syndicos, et auditis eadem (*sic*) partibus providere quod inter ipsas partes conventa serventur, et quod predicti scolares alterum de duobus fatiant, vel tabulam de qua supra restituant vel pretium ab emptoribus oblatum solvant, aliter indebite dicti supplicantes privati remanebunt mercede sua quod non credit fore mentis realis Maiestatis Vestre cui se comittit etc.”
- 47) H.Glasser, *op.cit.*, pp.360-363.
- 48) A.Ficarra (a cura di), *L'Anonimo Magliavechiano*, Napoli 1968, p.121: “Dipinse una tavola d’altare al signor Lodovico di Milano, che per intendenti che l’han vista s’è detto essere delle più belle e rare cose che in pittura si veggino, la quale dal detto signore fu mandata nella Magna allo imperatore.” ; F.Benedettucci (a cura di), *Il Libro di Antonio*

- Billi*, Roma 1991, p.102: “Fece una tavola da altare al signor Lodovico di Milano, che ha nome delle più belle cose che in pittura si vega, la quale esso signore mandò nella Magna allo Imperatore”
- 49) G.Vasari, *Le Vite*, Firenze 1976, vol.IV, p.25: “...e pregatolo, gli fece fare in pittura una tavola d'altare, dentrovi una Natività che fu mandata dal duca a l'imperatore.”
- 50) G.Uzielli, *Ricerche intorno a Leonardo da Vinci*, Firenze 1872, pp.164-165.
- 51) H.Glasser, *op.cit.*, pp.348-359: 注68を見よ。
- 52) 筆者の知る限り唯一の例外は、大英博物館蔵の *Grenville Sforzinda* (*Historia delle cose facte dallo invictissimo duca Francesco Sforza scripta in Latino da Giovanni Simonetta et tradocta in lingua Fiorentina da Christophoro Landino Fiorentino*, 1490) の第1ページの細密画である。上の余白には、黒人（ロドヴィーコ・イル・モーロ）の肖像のメダリオーネがあり、その両側には、跪いて祈る2人の裸の幼児が描かれている。この幼児のポーズは、「岩窟の聖母」の洗礼者聖ヨハネから取られたと思われる。このことを初めて指摘した R.Holand (*A Note on 'La Vierge aux Rochers'*, in *The Burlington Magazine*, vol.XCIV, oct. 1952, pp.285-186) によれば、さらにこのモーロの肖像とその左下に描かれたフランチェスコ・スフォルツァの肖像の間の細長い区画には、寝そべてフランチェスコを見下ろしながら、左手で上のモーロのメダリオーネを指さしている裸の幼児が描かれており、このポーズはヨハネを指さしながら観者に目を向けるルーヴルの天使のポーズを反映しているということである。だが、ここまでの推定は危険であり承認しがたい。
- 53) J.Shell, *Documenti per Zenale*, in *Zenale e Leonardo*, Milano 1982, p.276: n.49, 1502, 28 maggio. ASM Notarile, rog. Giacomo Belli, rubrica.: “Confessio facta per magistrum Bernardum de Zenaliis pictorum(*sic*) Francesco de Carchano stipulanti nomine Scolarium Sancte Marie burgi Canturii. Die suprascripto.”
- 54) H.Glasser, *op.cit.*, pp.348-359: “Dilecto nostro pretori mediolani salutem. Intelleximus per supplicationem anexam Io.Ambrosii de Prederiis pictoris Mediolani, cuius tenore considerato eam ad vos mitendam duximus et volumus ac(*sic*) sumarie cognoscatis de pactis initis inter supplicantem et fratres scole Sancte Marie in supplicatione memorate, et satisfieri faciatis ipsis supplicantibus iusta conventa inter eos...”
- 55) H.Glasser, *ibid.*: “...cum omni debita reverentia receptis et prolectis dictis infrascriptis literis regalibus et supplicatione in eis alligata, obtulerunt de iustitia faciendo(*sic*) et ministrando(*sic*) secundum formam et tenorem ipsarum infrascriptarum literarum regiarum, et faciendo ea que per Serenissimum regem et ducem nostrum Mediolani comissa sunt ut infra ; et monuerunt partes infrascriptis literis et supplicatione nominatas seu agentes pro eis, quatenus singulis diebus et horis debitis durante infrascriptarum literarum regiarum instantia sint et compareant coram prefatis dominis potestate et vicario...”
- 56) H.Glasser, *ibid.*: “...ad effectum ne eidem Ambrosio dictis nominibus seu dictis dominis principalibus suis ullo unquam futuro tempore imputari possit de aliqua culpa mora vel

negligentia et ne infrascriptus magister Leonardus de Venziis de Florentia cui denuntiatur ut infra, prethendere possit aliquam ignorantiam vel excusationem vel se aequaliter excusare valeat seu queat, volens et intendens dictus Ambrosius dictis nominibus uti et gaudere beneficio statutorum Comunis Mediolani...”

- 57) H.Glasser, *ibid.*: “Accessit ad domum solite habitationis dicti magistri Leonardi de Venziis de Florentia, sitam in curia Alenghi Mediolani videlicet in [porta romana] parochie Sancti Andree ad murum [ruptum] Mediolani, ubi tempore recessus dicti magistri Leonardi habitabat, nullis repertis personis sed reperta habitatione vachua.

Deinde accessit ad curiam Arengi Mediolani per medium dicte solite habitationis suprascripti magistri Leonardi et in qua habitabat dictus magister Leonardus tempore eius recessus ut supra, repertis et presentibus de euntibus et redeuntibus per dictam curiam audientibus et intelligentibus.

Deinde accessit ad scallas palatii Broleti novi comunis Mediolani et ad officium gubernatorum statutorum Comunis Mediolani, repertis et presentibus de notariis dicti offitii gubernatorum ac de euntibus et redeuntibus per dictam scallam audientibus et intelligentibus.

Et hec omnia iuxta formam et dispositionem statutorum comunis Mediolani super hiis disponentium, et ibidem in predictis locis et partibus singulariter et debite refferendo repertis et presentibus ac audientibus et intelligentibus ut supra et congrua relatione habita etc. predictus Ambrosius de Gaffuriis sindichus et procurator dictis nominibus dixit denunciavit inthimavit et notificavit, et dictam denuntiam inthimat et notificat predicto magistro Leonardo et in predictis locis et partibus singulariter et debite refferendo ut supra et ut supra prefatas literas regias una cum supplicatione dicti Domini Io.Ambrosii de Prederiis contra prefatos dominos priorem et scolares dicte scole Conceptionis ut supra nec non exhibitionem earundem lietrarum ac exceptionum propositas (*sic*) post presentationem prefatarum literarum regiarum...”

- 58) H.Glasser, *ibid.*: “...dictus Ambrosius dictis nominibus obtulit et offert fieri facere copiam predicto Magistro Leonardo cui denuntiatur ut supra, et cuilibet alii (*sic*) persone eam habere volenti et debenti penes me notarium infrascriptum congruo tempore permansura et deinde parti restituenda.”

- 59) H.Glasser, *op.cit.*, pp.373-380: 原文については注45を見よ。

- 60) H.Glasser, *ibid.*: “Cumque noviter facta fuerit et sit electio de spectabilibus dominis Cesare de Cremona et Paulo de Sancto Nazario ex scholaribus dicte scole, per et inter dominos priorem et scolares dicte scole ex una, et dictum dominum Io.Ambrosium de Prederiis, suo et nominibus dicti magistri Leonardi de Vintiis et dicti filii et heredes (*sic*) quondam domini Evangelista ex alia, pro declaratione fienda una cum predicto fratre Augustino de Ferrariis de et pro predictis.”

- 61) H.Glasser, *ibid.*: “Cumque etiam sit quod prefati Domini frater Augustinus, Cesare et Paulus viderunt et diligenter consideraverunt dictam anconam et [^]tabulam et [^]aloqui

fuerunt cum dictis partibus aliquando simul aliquando separatim et etiam cum pluribus in simili arte peritis etc., etiam viderunt et audiverunt quicquid proinde dicere et hostendare (*sic*) voluerunt predictae partes etc.”

- 62) H.Glasser, *op.cit.*, pp.364-372: “Augustinus et Cesar deputati seu electi ut supra, convenerunt et seu reperierunt sese in capitulo dicte ecclesie Sancti Francisci pro expediendo dictam declarationem iuxta formam eorum commissionis, et quod parati fuerunt et sunt devenire ad dictam declarationem et ibidem morati sunt per multum spatium temporis exspectando suprascriptum dominum Paulum qui moratus erat pro deveniendo ad dictam expeditionem in dicto capitulo dicto die hodie in vespere et non comparuit seu non venit... Prorogaverunt et prorogavit terminum tempus et instantiam declarandi pro pretio ancone dicte capelle Conceptionis iuxta formam instrumenti rogati, prout dixerunt, per dominum Antonium de Capitaneis notarium Mediolani etc., commissam venerabili domino fratri Augustino de Ferrariis et spectabilibus dominis Cesari de Cremona et Paulo de Sancto Nazario, ex scholaribus dicte scole, per et inter dictas partes, et hoc a die hodie in antea usque ad Kalendas mensis Maii proxime futuri. Cum declaratione quod prefati Domini Commissarii possint quolibet die et qualibet hora hinc ad dicta Kalendas mensis Maii, prout eisdem dominis commissariis melius placuerit, facere dictam eorum declarationem non expectato fine dicte prorogationis...”
- 63) H.Glasser, *op.cit.*, pp.373-380: “Cumque etiam sit quod dicta ancona non fuerit finita in predicto tempore nec etiam de presenti sit finita etc. Cumque etiam sit quod dictus Magister Leonardus recesserit a dicta civitate Mediolani iam pluribus annis proxime preteritis non finitis dictis laboreris...declaraverunt et declarant dictos Magistrum Leonardum et Io.Ambrosium suo et dictis nominibus teneri et obligatos fore ad finiendum seu finiri faciendum bene et diligenter predictam tabulam ^seu anconam^ super qua depicta est figura gloriosissime Virginis Marie, et hoc in termino duorum annorum proxime futurorum per manum dicti Magistri Leonardi dummodo dictus Magister Leonardus veniat ad hanc civitatem Mediolani in dicto termino et non aliter.”
- 64) H.Glasser, *ibid.*: “Et dictos dominos priorem et scolares...teneri et obligatos esse ad dandum et solvendum ex bonis dicte scole dictis dominis Io.Ambrosio et consortibus pro omni et toto eo quod ipsi Dominus Io.Ambrosius et consortes petere et consequi possent a prefatis Dominis Scolaribus seu super bonis ipsius scole, libras ducentum imperialium pro resto eorum dominorum Io.Ambrosii et consortum dicte ancone et etiam tabule super qua depincta est dicta imago gloriosissime Virginis Marie cum filio et Sancto Iohanne Baptista. Et hoc toto bonis immobilibus dicte scole sitis in territorio de Casorate aut in denariis, in termino duorum annorum proxime futurorum, videlicet libras centum imperialium singulo anno.”
- 65) H.Glasser, *op.cit.*, pp.360-363: “Specialiter ad procuratorio nomine etc., petendum etc. ab venerabilibus Dominis priore et scholaribus Scole Conceptionis Beate Virginis Marie constructe in ecclesia Sancti Francisci Mediolani nomine dicte Scole, omne et totum id

quod habere debent a prefata Scola... Et hoc pro summa et usque ad summam librarum sexcentarum octuaginta quatuor, videlicet dictus Bernardus pro summa librarum 342 et dictus Leonardus totidem.”

- 66) A.Ottino Della Chiesa, *op.cit.*, p.95.
- 67) たとえば G.Castelfranco, *op.cit.*, p.212は、レオナルドがミラノを立ち去る前にレプリカ（ロンドン版）を作り、その後プレディスが完成させて、1506年の鑑定の前にすり替えたと思像している。J.Wasserman, *Leonardo*, Milano 1982, p.110は、1483年に契約したルーヴル版は、その後信心会に引き渡されたが、1485年にミラノがペストに襲われたときに、靈験あらたかな効果を発揮したために、ロドヴィーコ・スフォルツァがそれを信心会から購入し、代わりにロンドン版が1486-90年頃に制作された。次いで、1499年にミラノがフランス軍に占領された時、フランス王ルイ12世の命令でルーヴル版は押収されて、フランスに運び去られたと推測している。だが、その後の訴訟記録では、常に1483年の契約文書に言及していて、その後の祭壇画の売却やレプリカには触れられていないことから、このような事件があったとは考えられない。
- 68) H.Glasser, *op.cit.*, pp.348-359: “Cumque sit quod prefati magistri Leonardus et fratres de Praderiis (*sic*) dictam anchonam fabricaverunt et ornaverunt in forma prout perspici potest et ipsam anchonam iam pluribus annis preteritis consignaverunt prefatis dominis priori et scholaribus in forma prout supra prout ibidem infrascriptus Ambrosius nomine ut infra, ad petitionem mey notarii infrascripti stipulanti (*sic*) etc. dixit, etc.”
- 69) H.Glasser, *op.cit.*, pp.391-392.この聖母マリアの宿り礼拝堂の移動の折に、信心会員たちは、その祭壇画（ロンドン版「岩窟の聖母」）のお陰で1524年と1576年のペストから救われたことを記念して、大理石の碑文を捧げた。その碑文は、現在サンタンブロージオ教会の正面右の入口の壁に見ることができる。
- 70) M.Davies, *The Earlier Italian Schools. National Gallery Catalogues*, 1986, pp.261-281.
- 71) 拙論「外交史料による「岩窟の聖母」事件の再検証—1506年から1508年にかけての出来事—」、『岩倉具忠教授退官記念論文集』1997年3月, pp.38-64.

**Riesame del caso della “Vergine delle Rocce” secondo gli atti processuali
— dalla sua preistoria fino all’arbitrato del 1506 —**

Yasuhiro SAITO

Come è ben noto, esistono due opere di Leonardo intitolate la “Vergine delle Rocce”, entrambe della stessa forma e dimensione e molto simili anche per composizione (una è conservata al Museo del Louvre e l'altra alla National Gallery di Londra). Per quanto riguarda lo stile e la qualità artistica, tutti gli studiosi di storia dell'arte danno concordemente lo stesso giudizio: l'opera autentica di Leonardo è quella del Louvre, che presenta stilisticamente caratteri comuni con le prime opere del periodo fiorentino dell'artista, mentre l'opera di Londra è una replica eseguita in un secondo tempo da Leonardo e dai suoi collaboratori, e tradisce il carattere monumentale del pieno Rinascimento.

Ma seguendo minutamente le vicende storiche della vertenza tra gli artisti e i committenti dell'opera, si arriva a una conclusione opposta: Leonardo e i fratelli De Predis hanno stipulato il contratto per ornare l'ancona di una cappella nella chiesa di San Francesco a Milano nel 1483, ma al momento della consegna dell'opera — non sappiamo ancora esattamente la data — è nata una vertenza sul valore da attribuire al lavoro, ed è stato fatto ricorso alla giustizia; una riconciliazione tra i due contendenti è stata raggiunta nel 1506, e il caso è stato risolto definitivamente con il versamento dell'ultima rata nel 1508. Ma contrariamente a quanto ci si sarebbe potuti aspettare, l'opera rimasta nella chiesa dopo la soluzione della vertenza giudiziaria è risultata essere la versione di Londra (quella stimata come originale da tutti, cioè la versione del Louvre, non appare mai nei documenti dell'epoca, e la prima notizia su di essa risale soltanto al 1625). Così, se si giudica sulla base dei documenti storici, si può ragionevolmente desumere che anche l'ancona iniziata da Leonardo nel 1483 sia la versione di Londra. In questo modo la prova documentaria degli storici si oppone frontalmente all'intuizione stilistica dei critici d'arte.

Per superare questa contraddizione, molti studiosi hanno proposto le loro soluzioni, facendo leva soprattutto sulle ipotesi di sostituzione o di confisca, clandestina o pubblica, legittima o illegale che sia, da parte dei reggenti di Milano, dell'opera. L'autore, riesaminando in modo dettagliato gli atti contrattuali e quelli processuali riguardanti il lavoro commissionato a Leonardo nel 1483, tenta di confutare tutte queste ipotesi avanzate dagli studiosi, e di dimostrare che l'opera iniziata da Leonardo nel 1483 e poi rimasta oggetto di vertenza tra le due parti per un quarto di secolo, non può essere che la versione di Londra.